

**医療的ケアが必要な  
お子さんと家族のための  
支援ガイドブック**



**令和4年8月改訂**

**山形県**

## はじめに

近年、医療技術の進歩等を背景として、小児医療の救命率が上昇する一方で、日常的にたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要なお子さんが増加しています。

県では、こういったお子さんがいるご家庭の状況を把握するため、平成30年度に、県内のご家庭を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

ご家庭からの回答では、お子さんの介護から離れることが出来ない生活について、切実な声を多くお寄せいただきました。

県では、こういった声を受け、保護者の皆様の負担を軽減するため、様々な施策に取り組んでおりますが、アンケート調査において、支援策等の情報が分からない、ご家族の元に届かないといった声も複数いただいたところです。

このようなご要望を受けまして、この度、医療的ケアが必要なお子さんのいるご家庭が活用できそうな情報や支援策を、ガイドブックとして取りまとめました。

ご家族の皆さんが、ご自宅で安心して楽しく生活を送るために、少しでもこのガイドブックがお役に立てれば幸いです。

なお、このガイドブックの作成に当たり、関係する方々からご助言・ご提案等をいただきました。この場をお借りして、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和2年6月

山形県健康福祉部障がい福祉課

# もくじ

- 支援サービスの体系図～用語の説明～ . . . 1
- 障がい種別ごとの主な支援内容 . . . 3

## I 障害者手帳をもらうには

- 身体障害者手帳 . . . . . 5
- 療育手帳 . . . . . 6
- 精神障害者保健福祉手帳 . . . . . 6

## II 医療費助成制度を活用しましょう

- 1 重度心身障がい児・者医療 . . . . . 7
- 2 自立支援医療（育成医療） . . . . . 8
- 3 小児慢性特定疾病医療費助成事業 . . . 8
- 4 指定難病医療費助成制度 . . . . . 10

## III 様々な手当について

- . . . . . 11
- (コラム1) リハビリテーションの意味と支援者 . . . . . 12

## IV 暮らしを支えるさまざまな制度

- 1 おうちでの生活をサポート  
～在宅サービスについて～
  - (1) 訪問看護 . . . . . 13
  - (2) 相談支援 . . . . . 14
  - (3) 居宅介護(ホームヘルパー) . . . . . 14
  - (4) 児童発達支援 . . . . . 14
  - (5) 放課後等デイサービス . . . . . 15
  - (6) 短期入所 . . . . . 16  
病院で行う日中一時支援(病院レスパイト)  
. . . . . 16
  - 自己負担って? . . . . . 17
  - (7) 訪問入浴サービス . . . . . 18
  - (8) 日中一時支援 . . . . . 18
  - (コラム2) 「レスパイト・サービス」を  
ご存知ですか? . . . . . 19
- 2 補装具・生活用具の支給
  - (1) 補装具給付 . . . . . 21
  - (2) 日常生活用具の給付 . . . . . 22
  - (コラム3)  
「補装具」あれこれ「生活用具」あれこれ . . . 24
  - 障がい児を対象とした  
障害福祉サービスを利用するには . . . 25
  - (プチコラム) 医療的ケア児支援法で  
なにが変わったの? . . . . . 27
  - (コラム4) 児童発達支援の事業所で  
行っているサービス . . . . . 28

## V 教育について

- 医療的ケアを必要とするお子さんの  
就学について . . . . . 29
- 障がいのある子のための保育・教育の場  
. . . . . 30
- (コラム6) 県内の特別支援学校 . . . . . 31

## VI その他

- (1) 紙おむつの支給 . . . . . 32
- (2) 車椅子の貸出 . . . . . 32
- (3) 重度身体障がい者介護用車両改造費  
の助成 . . . . . 32
- (4) 税の控除や減免 . . . . . 32
- (5) 交通費の割引等 . . . . . 34
- (6) 福祉有償運送 . . . . . 37
- (コラム7) 外出のときに役立つサービス . . . 38
- (コラム8) 旅行などで役立つサービス . . . 40
- 山形県立こども医療療育センター . . . 42
- 山形県難病相談支援センター . . . . . 45
- 山形県医療的ケア児等支援センター . . . 46
- (コラム9) 体調不良時などの対応法 . . . 47
- (コラム10) 災害や緊急時に備えたいこと . . . 51

## VII 県の取組み（令和4年度）

- 1 小児訪問診療医の養成 . . . . . 53
- 2 医療的ケア児等コーディネーター等の養成 . 53
- 3 医療的ケア児に直接処遇する支援者の養成 . 54
- 4 医療的ケア児の通院支援 . . . . . 54
- 5 『バイタルリンク』の活用 . . . . . 54
- 6 受入事業所整備への支援 . . . . . 54

## VIII 連絡先一覧

- 1 医療的ケア児等コーディネーター  
配置機関一覧 . . . . . 55
- 2 (1) 市町村窓口一覧 . . . . . 56  
(2) 市町村における各種制度実施状況一覧 . 57
- 3 市・県福祉事業所一覧 . . . . . 58
- 4 関係機関一覧 . . . . . 59
- 5 訪問看護ステーション（訪問看護事業所）  
一覧 . . . . . 60
- 6 訪問系サービス提供事業所一覧 . . . 61
- 7 通所サービス事業所・短期入所事業所一覧 . 65
- 8 特別支援学校一覧 . . . . . 68
- 9 医療的ケア児関係団体一覧 . . . . . 69



令和3年9月、医療的ケア児の健やかな成長と、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的として、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。この法律では、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、国や地方公共団体等の責務が明文化されています。山形県はこれまでも、医療的ケアの必要な方々に対する支援策を様々検討してまいりましたところ、令和4年度、相談や支援の中核機関として新たに「山形県医療的ケア児等支援センター」を開設しました。（関連コラム→P27）

## ○支援サービスの体系図 ～用語の説明～



## 医療に関すること



### 訪問サービス

#### 訪問看護ステーション (訪問看護師)

自宅での医療的ケア、医療物品の管理、生活や子育ての相談も行います。(→P13,P60)

#### 病院で行う日中一時支援 (病院レスパイト)

病院で行われる、日中一時預かりの制度です。(→P16)

### 預け先

### 医療費の助成

#### 指定難病 医療費助成制度 (→P9)

#### 小児慢性特定疾病 医療費助成事業 (→P8)

#### 重度心身障がい児(者)医療 (→P7)

#### 自立支援医療 (育成医療) (→P8)

#### NHK受信料減免 (→P37)

#### 施設使用料の免除 (→P37)

## 暮らしを支えるサービス

#### 居宅介護事業所 (ホームヘルパー)

自宅での食事・入浴などの生活支援、見守りなどを行います。(→P14,P61~64)



#### 訪問入浴サービス

自宅で入浴することが困難な方に対して、ヘルパー等が訪問して、入浴の支援を行います。(→P18)

#### 日中一時支援

市町村が地域の実情に応じて行う、障がいをお持ちの方の日中の預かりサービスです。(→P18)

#### 短期入所事業所

障がいのある児童の預かりサービスを行うところで、「福祉型」と「医療型」があります。(→P16)

### 道具の給付

#### 補装具の給付

身体に障がいのある方に対し、身体の機能を補助・補完するための道具を支給等する制度です。(→P21~22)

#### 日常生活用具の給付

障がいのある方の日常生活をサポートするための道具を支給・貸与します。(→P22~23)

#### 重度身体障がい者 介護用車両改造費の助成

車椅子の使用に配慮した自動車への改造や、車椅子の使用に配慮した自動車を購入した場合の助成制度です。(→P32)

#### 車椅子の貸出 (→P32)

#### 相談支援事業所 (相談支援専門員)

障害福祉サービスなどの利用計画の作成を行います。(→P14)

#### 放課後等 デイサービス事業所

就学中の障がいのある児童を対象に、放課後などに通所により生活能力向上の訓練などを行います。(→P15,P30,P65~66)

### 通所

#### 児童発達支援センター 児童発達支援事業所

通所により、心身の発達に心配のあるお子さんと家族を支援します。(→P14~15,P28,P65~66)

#### 障害児福祉施設

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自立した生活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。「福祉型」と「医療型」があります。

#### 福祉タクシー

タクシー会社により、障がいのある方の外出をサポートしてくれるサービスで、介助付きサービスや、ドライバー派遣などがあります。(→P38)

#### 福祉有償運送

NPO団体等により、障がいがある方などに対する登録制の送迎サービスです。(→P37~38)

#### 税の控除や減免 (→P32~33)

#### 特別児童扶養手当 (→P11)

### 手当

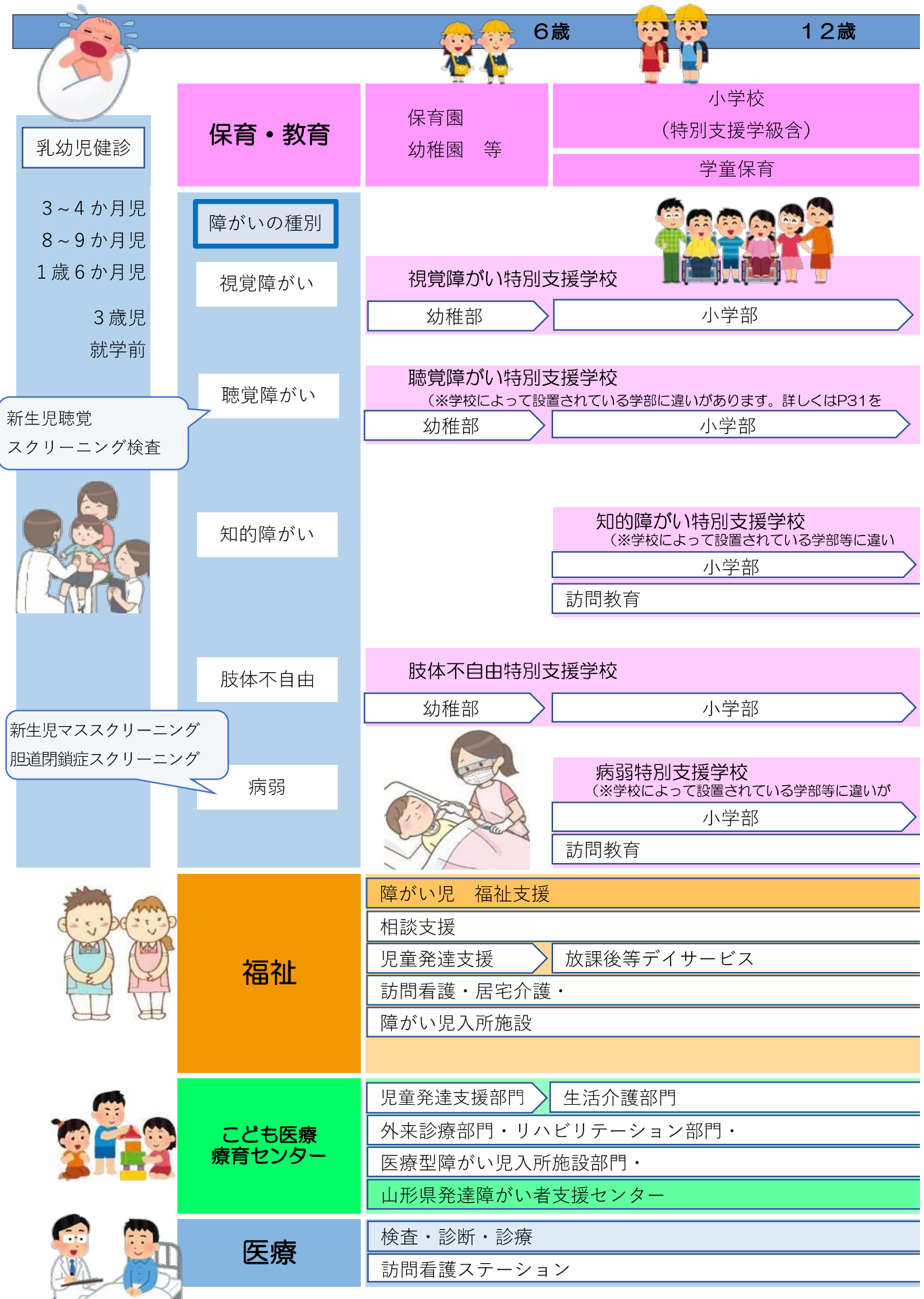
#### 重度心身障がい児 福祉手当 (→P11)

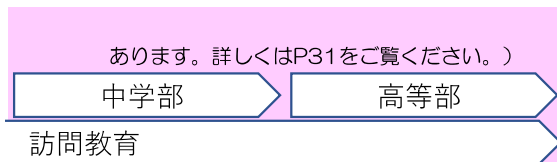
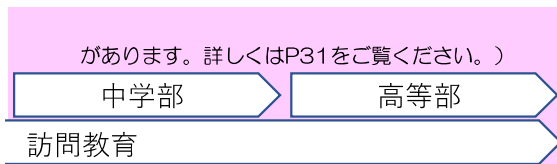
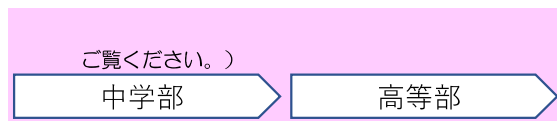
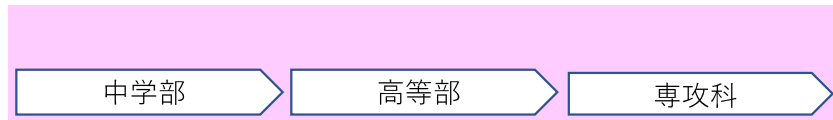
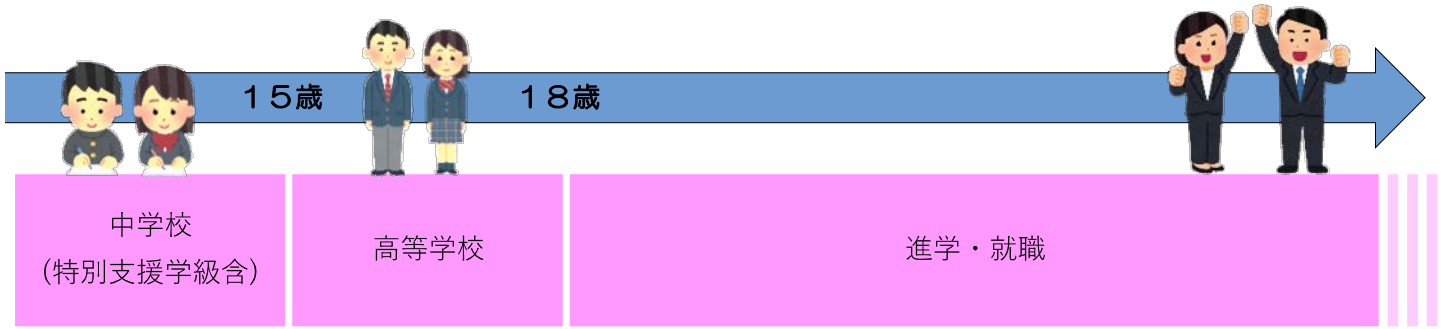
#### 障害児福祉手当 (→P11)

## お金に関すること

#### 交通費の割引等 (→P34~37)

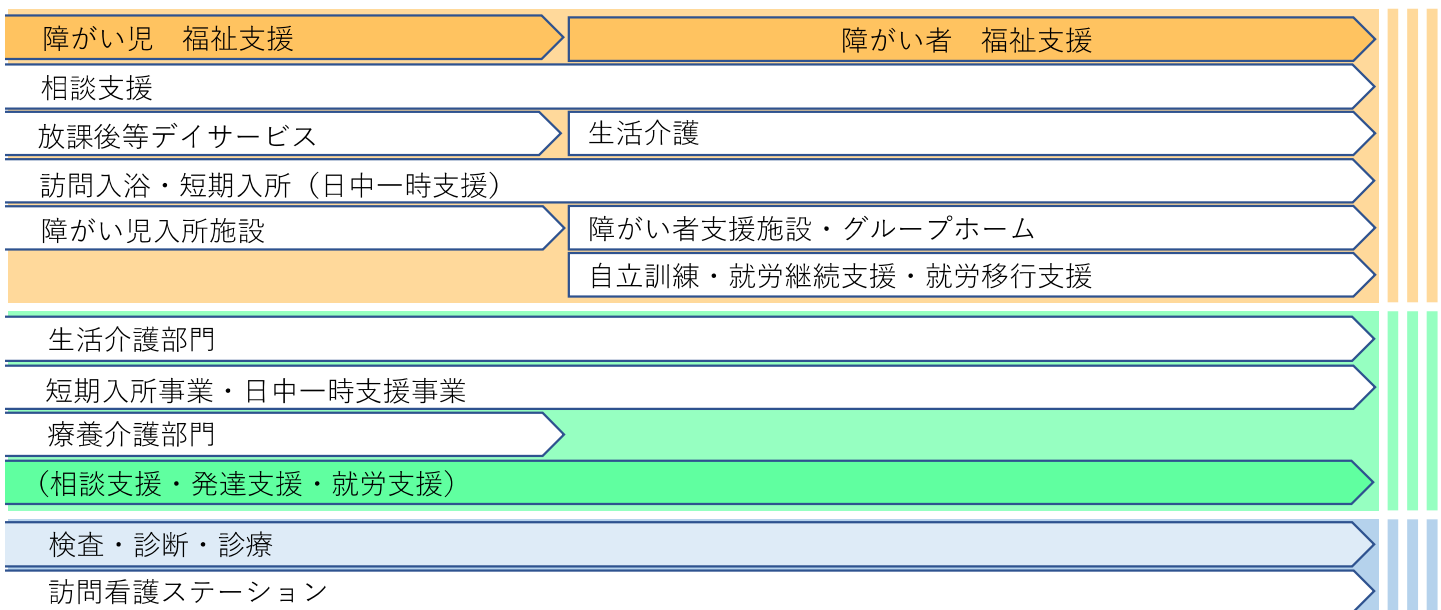
# ○障がい種別ごとの主な支援内容 全体図





**就労支援**

- ハローワーク
- 山形県障害者職業センター
- 就業・生活支援センター
- 障害者相談支援センター
- 国立職業リハビリテーションセンターでの職業訓練





## I 障害者手帳をもらうには



そもそも…

どうして手帳が必要なの？



### 例えば…

- ・税金や医療費などが安くなる
- ・公共料金や交通運賃が割引になる
- ・様々な施設の入場料が割引になる
- ・将来的に障害者雇用で就職できる

等

障害者手帳とは、障がいのある人が取得することができる手帳です。障害者手帳を取得することで、障がいの種類や程度に応じた様々なサービスを受けられるようになるからです。



ただし、お子さんが小さいうち（特に1歳未満の場合）は、障がいの認定の判断が難しいため、手帳の交付ができない場合があります。障害者手帳の申請にあたっては主治医とよく相談しましょう。



### 1 身体障害者手帳

身体に障がいのある方に対して交付される手帳です。15歳未満のお子さんについては、保護者の方の申請に基づいて、身体障がい者更生相談所が判定し、山形県知事又は山形市長が交付します（山形市にお住まいの方については山形市長が交付。）

【窓 口】 お住まいの市町村障がい福祉担当課

【対象者】 視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく・肢体不自由（上肢、下肢、体幹など）・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓等の機能に永続的な障がいがある方

【区 分】 障がいの程度により1～6級に区分されます。

### 申請に必要な書類等

交付申請書 （※ 15歳以上の方は、本人が申請者となります。）

印鑑

指定医による診断書

本人の顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもの）

申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

マイナンバーの確認できるもの

（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票）





## 2 療育手帳

知的障がいのある方に対して交付される手帳です。18歳未満のお子さんについては、保護者の方の申請に基づいて、児童相談所が交付の可否や障がいの程度についての判定を行い、山形県知事が交付します。

【窓口】 お住まいの市町村障がい福祉担当課

【対象者】 児童相談所で知的障がいであると判定された方

※ 18歳以上の方は、知的障がい者更生相談所が判定を行います。

【区分】 ・A…重度 ・B…中軽度



### 申請に必要な書類等

- 交付申請書（※ 18歳以上の方は、本人が申請者となります。）
- 印鑑
- 母子手帳
- 本人の顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもの）
- 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

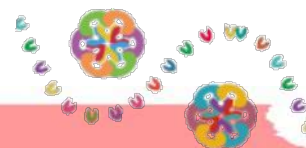
## 3 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいの状態にあると診断された方に交付される手帳です。18歳未満のお子さんについては、保護者の方の申請に基づいて、精神保健福祉センターが判定し、山形県知事が交付します。すべての精神障がい対象となりますが、知的障がいのみの場合は対象となりません（療育手帳の対象となります。）。逆に、知的障がいと発達障がい両方を有している場合は、両方の手帳を受けることができます。

【窓口】 お住まいの市町村障がい福祉担当課

【対象者】 ・精神障がいのために、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方（例：てんかん、高次機能障がい、発達障がい（自閉症、学習障がいなど）、うつ病など）  
・初診から6か月以上が経過している方

【区分】 障がいの程度により1～3級に区分されます。



### 申請に必要な書類等

- 交付申請書（18歳以上の方は、本人が申請者となります。）
- 印鑑
- 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
- 精神障がいを支給事由とする障害年金の証書等（年金番号、コードが分かる書類）
- 本人の顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもの）
- 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- マイナンバーの確認できるもの（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票）

どちらか

【更新】 2年ごとに更新手続きが必要です。有効期限の3か月前から更新申請できます。

## II 医療費助成制度を活用しましょう



医療費負担を軽減するために、医療費助成制度を活用しましょう。お子さんの年齢やご家族の所得によって助成の範囲が違っていたり、複数の制度を組み合わせることができる場合もありますので、どの制度を利用できるのか、主治医やかかりつけの病院の医療ソーシャルワーカー、またはお住まいの市町村の福祉医療担当課にお問い合わせください。

### 医療制度を活用するメリット

医療費の自己負担が、制度により無料または1割負担になるなどの軽減を受けられます。

## 1 重度心身障がい児・者医療

【実施】全市町村

【窓口】お住まいの市町村福祉医療担当課

【内容】市町村窓口で交付された受給者証を医療機関窓口で提示することで、保険対象の医療費の自己負担分について助成を受けられます。ただし、県外の医療機関を受診した場合は、領収書等を持参し、市町村窓口で、事後に金銭による給付を申請する必要があります。



【対象者】次のいずれかに該当する方

(本人の市町村民税所得割額が23万5千円未満の方に限ります。)

- 身体障害者手帳1・2級の所持者
- 療育手帳A判定の所持者
- 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B判定の所持者
- 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- 特別児童扶養手当1級の受給対象児



【申請】申請書 各障害者手帳  
健康保険証 印鑑  
申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）  
マイナンバーの確認できるもの

(マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票)

【自己負担】扶養義務者の所得税が課税されている場合には、医療費の1割の負担があります。

ただし、医療機関等ごとに次の額を限度とします。

○入院外（保険薬局、訪問看護も含む）14,000円/月（1年間の上限額144,000円）

○入院 57,600円/月

(過去12か月に3回以上上限まで支払った場合の、4回目以降の上限額 44,400円)

## 2 自立支援医療(育成医療)

【実施】 全市町村

【窓口】 お住いの市町村育成医療担当課

【対象者】 ・県内に居住する身体に障がいのある18歳未満のお子さん  
・障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある18歳未満のお子さんで、手術等により確実な治療効果が期待できる方



### 具体例

- |                                  |                                     |  |
|----------------------------------|-------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 視覚障がい   | <input type="checkbox"/> 聴覚・平衡機能障がい | <input type="checkbox"/> 音声・言語・そしゃく機能障がい |
| <input type="checkbox"/> 肢体不自由   | <input type="checkbox"/> 心臓機能障がい    | <input type="checkbox"/> 腎臓機能障がい         |
| <input type="checkbox"/> 小腸機能障がい | <input type="checkbox"/> その他内臓機能障がい | <input type="checkbox"/> 免疫機能障がい         |



【申請】  支給認定申請書                       指定医療機関の意見書  
 健康保険証                                       印鑑  
 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）  
 マイナンバーの確認できるもの  
（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票）

【自己負担】 医療機関での自己負担は原則として医療費の1割負担となります。  
ただし、所得に応じて自己負担の上限額が定められています。

## 3 小児慢性特定疾病医療費助成事業

【実施】 山形県、山形市（山形市にお住まいの方については山形市が実施）

【窓口】 山形県：お住いの市町村を管轄する各保健所の子ども家庭支援課  
山形市：山形市母子保健課（山形市保健所内）

【対象者】 P9の対象疾病等にかかっており、疾病ごとの認定基準に該当する18才未満のお子さん。ただし18歳になる時点で本事業の対象となっており、引き続き治療が必要な場合は、20歳未満まで対象となります。（年1回更新申請が必要）

【申請】  申請書（小児慢性特定疾病医療費支給申請書）  
 医師の意見書（小児慢性特定疾病医療意見書）  
 健康保険被保険者証の写し（※）  
 市町村民税所得課税証明書（※）  
 マイナンバーカードや住民票等（※）  
→ マイナンバーカード以外の場合は、本人確認できるもの（運転免許証等）が追加が必要です。  
 医療意見書の研究等への利用についての同意書

- 保険者からの情報提供についての同意書
- 重症患者認定申告書（該当者のみ）
- 人工呼吸器等装着者証明書（該当者のみ）
- 特定疾病療養受療証の写し（該当者のみ）
- お子さんと同じ保険に加入する世帯員の小児慢性特定疾病や指定難病の受給者証の写し（該当者のみ）



（※）児童が国民健康保険に加入している場合は、児童本人と児童と同じ医療保険に加入するご家族の全員分。  
児童が被用者保険に加入している場合は、児童本人と被保険者の分。

**【対象疾患】** 具体的な疾病名・認定基準については各窓口にお問い合わせください。

対象疾患群		主な疾病名
1	悪性新生物	前駆 B 細胞急性リンパ性白血病、髄芽腫
2	慢性腎疾患	ネフローゼ症候群、IgA 腎症
3	慢性呼吸器疾患	気管支喘息、気道狭窄
4	慢性心疾患	ファロー四徴症、心室中隔欠損症
5	内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症、バセドウ病
6	膠原病	全身性エリテマトーデス、若年性特発性関節炎
7	糖尿病	1 型糖尿病、2 型糖尿病
8	先天性代謝異常	フェニルケトン尿症、シトリン欠損症
9	血液疾患	血友病、再生不良性貧血
10	免疫疾患	慢性移植片対宿主病、後天性免疫不全症候群
11	神経・筋疾患	點頭てんかん（ウエスト症候群）、もやもや病
12	慢性消化器疾患	潰瘍性大腸炎、胆道閉鎖症
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	18 トリソミー症候群、ダウン症候群
14	皮膚疾患	色素性乾皮症、表皮水疱症
15	骨系統疾患	軟骨無形成症、骨形成不全症
16	脈管系疾患	巨大静脈奇形、リンパ管腫

**【自己負担】** ○ご家族の所得等に応じて費用の一部は自己負担となります。

○重症患者及び人工呼吸器装着者に認定された方は、自己負担額が軽減されます。

○入院時の食事療養費については、半額分のみ自己負担となります。（血友病、生活保護の方については、自己負担はありません。）



## 4 指定難病医療費助成制度

【実施】山形県

【窓口】お住まいの市町村を管轄する県の各保健所  
(山形市にお住まいの方は村山保健所)

【内容】指定難病及び指定難病に伴って現れる傷病に対する医療費を助成します。

【対象者】指定難病で、疾病ごとの認定基準に該当する方。

(ただし、病状の程度が重症度分類を満たさない場合でも、指定難病に関連する医療費総額(10割分)が**33,330円**を超える月が、申請月以前の1年間で3か月以上ある場合には、医療費助成を受けることができます。)

指定難病は、令和3年11月時点で **338 疾病** あります。  
詳しくは、山形県HPをご覧ください。



【申請】 特定医療費(指定難病)支給認定申請書

難病指定医が記入した臨床調査個人票

住民票謄本

健康保険証の写し(患者本人及び患者と同じ医療保険に加入しているご家族の分)

・被用者保険に加入している場合は、患者本人と被保険者の分

・国民健康保険等に加入している場合は、患者本人及び患者本人と同一保険に加入している世帯員全員分

市町村民税所得課税証明書

加入する健康保険によって、必要な対象者が異なりますので各保健所にお問い合わせください。

同意書(高額療養費の区分を保険者に照会するために必要なもの)

マイナンバーカードや住民票等

※ マイナンバーカード以外の場合は、本人確認できるもの(運転免許証等)が追加が必要です。

【自己負担】 医療費の自己負担は、医療費総額の**2割**となります。

(通常の窓口負担が1割や2割の場合、負担割合は変わりません。)

なお、支給認定基準世帯の市町村民税所得割額に応じ、月ごとの自己負担の上限額が決定されます。

入院時の食事療養費、治療用装具など診療報酬で算定できないものは、助成の対象となりませんのでご注意ください。



### Ⅲ 様々な手当について

#### 1 特別児童扶養手当

【実施】 全市町村

【窓口】 お住まいの市町村障がい福祉担当課

【対象者】 以下の条件を満たし、20歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している方（父母等）

- ・ 障がいの状態が基準を満たしている
- ・ 施設に入所していない
- ・ 公的年金を受給していない

【支給額】 月額  1級 52,500円  2級 34,970円 （令和2年4月～）

#### 申請に必要な書類等

- 所定の診断書
- 戸籍謄本
- 住民票謄本
- 申請者名義の通帳
- 印鑑
- 申請者の本人確認書類
- 申請者、配偶者、児童のマイナンバーが確認できるもの

（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票）

※市町村によって、必要となる書類が異なる場合があります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

【所得制限】 本人や扶養義務者の所得が基準を超えた場合には支給が停止されます。

#### 2 障害児福祉手当

【実施】 全市町村

【窓口】 お住まいの市町村障がい福祉担当課



【対象者】 重度の障がいをお持ちで、常時介護を必要とする20歳未満のお子さん本人  
※ 障がいの程度・所得制限など一定の要件があります。

【支給額】 月額 14,850円（令和4年4月現在）

※ 毎年額の改定が行われます。詳細は窓口までお問い合わせください。

【支給月】 2・5・8・11月

#### 3 重度心身障がい児福祉手当

市町村ごとに独自に設けている場合があります。（→詳しくはP57）



# 0901 リハビリテーションの意味と支援者

リハビリテーションとは、病気や外傷、生まれつきなどの原因により、心身の障がいや生活上の支障が生じたときに、よりよい機能を獲得し、豊かに生活できるよう、医学的・社会的・教育的・職業的な各手段を組み合わせる過程をいいます。

お子さんのリハビリの一番の目的は、成長を支援することです。また、効果的に実施するためには、多数の専門職が連携して総合的にアプローチすることが必要とされており、専門職としては理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などがいます。

自宅での訪問リハビリのほか、療育施設や病院などに通って支援を受ける方法があります。



## リハビリの専門職（支援者）

### ○理学療法士（PT）

基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、および障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法などを用いて、安定して日常生活が送れるように支援を行います。

子どもの場合は、基本的に運動機能の発達段階に合わせ、姿勢を保つような活動や自発性を引き出す運動、呼吸を整える動きなどを行います。補装具などの支援も行います。



### ○作業療法士（OT）

日常生活をスムーズにするために必要な機能の獲得などを目的に、作業（食事をする・顔を洗う・着替える・入浴するなど）を通して、自立した生活への支援を行います。理学療法士が体の大きな動きのリハビリを行うのに対して、作業療法士は手の動作や指の細かい動作などのリハビリを行うことが多いです。

子どもの場合は、運動機能や認知機能の発達段階に合わせ、上肢機能・基本動作能力の向上や、摂食・嚥下機能の獲得、認知機能の向上、感覚統合機能の向上、自助具・福祉用具の適合、環境調整などを行います。



### ○言語聴覚士（ST）

話す・聞く・食べる・飲み込むことに課題がある方に対して、言語能力や聴覚能力などを回復させる支援を行います。

言葉が上手に発音することのできないお子さんには、言葉の理解と表出の促し、発声練習や口の運動、食事がうまくとれないお子さんには、食事を飲み込みやすい姿勢などの指導、また、そのお子さんにあった食事の提供の助言などを行います。

「理学療法士」や「作業療法士」と並びリハビリの国家資格です。



## IV 暮らしを支えるさまざまな制度



地域には、暮らしを支えるさまざまな支援制度があります。

### 1 おうちでの生活のサポート～在宅サービスについて～

ここでは、地域が行う支援のなかでも特に身近な、「在宅サービス」と呼ばれるものについて説明します。



#### (1) 訪問看護

訪問看護は、国の「医療保険制度」のもとで行われるサービスです。主治医の指示書に基づき、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師が自宅を訪問して、病気や障がいの状況に合った必要な支援を行います。

#### 主な支援の内容

- 健康状態の確認
- 生活するうえでの相談とアドバイス
- リハビリテーション
- 医療的ケア（点滴、注射、吸引など）
- 緊急時の対応（24時間対応体制をとっているステーションもあります。）
- 主治医、薬剤師などとの連携



【窓口】主治医に相談のうえ、お近くの訪問看護ステーション・訪問看護事業所にお申し込みください。（県内の訪問看護ステーションの一覧→P60）

【対象者】通院することが困難で、主治医から訪問看護の指示書が発行される方

【利用回数】通常週3回までで、1回の訪問時間は30分から1時間半程度となります。

※ 人工呼吸器を使用しているなど、お子さんの状況によっては毎日利用したり、1日に複数回利用することが可能な場合もありますので、相談してみましょう。

【自己負担】医療保険制度や各種医療費公費負担制度による自己負担となります。

次のページからは、国の「障害者福祉制度」のもとで行われるサービスについて説明します。障害者福祉制度は、「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」に分けられます。

#### ○ 障害福祉サービス とは

障がいのある人々の、障がいの程度や生活環境等を踏まえ、個別に支給決定が行われるもの。利用にあたっては、「障害児支援利用計画」等の作成が必要。

#### ○ 地域生活支援事業 とは

市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できるもの。

どちらも、利用する場合には市町村の障がい福祉担当課への相談が基本です。



まずは、「障害福祉サービス」の主なものから見ていきましょう。  
（「地域生活支援事業」についてはP18）

## （２）相談支援

相談支援事業所は、「障害福祉サービス」を利用するために必要な、障害児支援利用計画やサービス等利用計画を作成する専門機関です。

### 主な支援の内容

- 障害児支援利用計画やサービス等利用計画の作成
- 関係機関との連絡調整
- 生活するうえでの相談とアドバイス など



【窓口】お近くの相談支援事業所にお申し込みください。  
（地域にある相談支援事業所の詳しい情報等に関しては、  
お住まいの市町村の障がい福祉担当課にお問い合わせください。）

【対象者】障害福祉サービスの利用を考えているすべての障がい児（者）

【自己負担】自己負担はありません。

## （３）居宅介護（ホームヘルパー）

居宅介護は、介護のプロである、資格を持ったヘルパーが自宅を訪問し、必要な支援を行います。下記の支援が主なものですが、特定の研修を修了することによって、吸引や経管栄養といった一部の医療的ケアを行うことが可能な場合もあります。

（県内の訪問系サービス提供事業所一覧→P61～64）

### 主な支援の内容

- 身体介護（主に入浴やトイレ、食事の介助など）
- 家事援助（主に料理や掃除、洗濯など）  
※ 保護者の方が行う家事の援助ではありませんので、ご注意ください。
- 生活するうえでの相談やアドバイス など

【窓口】お住まいの市町村障がい福祉担当課もしくはご利用の相談支援事業所にご相談ください。

【対象者】日常生活において介助が必要な在宅の障がい児（者）

【自己負担】原則として、費用の1割となります。（詳しくは→P17）

## （４）児童発達支援

心身の発達に遅れがあったり、集団での行動が難しいなどの困難を抱えた就学前のお子さんご家族に対して必要な支援を行うのが、児童発達支援です。（関連コラム→P28）

通所で行うサービスで、児童発達支援事業所と児童発達支援センターのふたつに分けられます。

★ 児童発達支援事業所

主な支援の内容

- 日常生活における動作の指導
- 知識技能の付与
- 集団生活への適応訓練
- 家族に対する支援

など

★ 児童発達支援センター

主な支援の内容

- 日常生活における動作の指導
- 知識技能の付与
- 集団生活への適応訓練
- 家族に対する支援



- 専門性を生かした相談支援
- 障がい児を預かる施設などへの援助・助言（保育所等訪問支援）

など



【窓口】 お住いの市町村障がい福祉担当課もしくはご利用の相談支援事業所にご相談ください。

【対象者】 集団療育や個別療育が必要な未就学の障がい児

【自己負担】 原則として、費用の1割となります。（詳しくは→P17）



（5）放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に継続的な支援を行います。通所で行うサービスで、学校と事業所間の送迎を行ってくれるところもあります。（関連項目→P30）

主な支援の内容

- 生活能力のために必要な訓練や、社会との交流の促進  
例）・ 創作的活動や作業活動  
・ 地域交流の機会の提供  
・ 余暇の提供
- 学校との連携・協働

など



【窓口】 お住まいの市町村障がい福祉担当課もしくはご利用の相談支援事業所にご相談ください。

【対象者】 学校に就学している障がい児

【自己負担】 原則として、費用の1割となります。（詳しくは→P17）



## (6) 短期入所

障害児福祉施設（→P2）へお子さんを短期間入所させ、必要な支援を行うことを、短期入所といいます。入所させる、と聞くと少し身構えてしまうかもしれませんが、宿泊をしない日中だけの利用（日中一時支援といいます）や1泊2日のお泊りでの利用も可能です。

### どういう時に使えるの？

ご自宅で介護を行う方が病気にかかってしまったときはもちろん、いろいろな場面で利用できます。

#### 例えば…

- 休息・息抜きしたいとき（レスパイト）（関連コラム→P19～20）
- 冠婚葬祭など外せない用事があるとき
- きょうだい児との時間を確保するため など



また、短期入所には「福祉型短期入所」と「医療型短期入所」があります。大まかな事業の内容は同じですが、下記のような違いがあります。

### 福祉型 短期入所

- 【事業者】 社会福祉法人、合同会社など
- 【対象者】 在宅で生活をする障がい児（者）
- 【主な支援内容】  
入浴やトイレ、食事の介助 など

### 医療型 短期入所

- 【事業者】 病院、診療所など
- 【対象者】 重症心身障害児（者）など、福祉型短期入所で受け入れが難しい障がい児（者）
- 【主な支援内容】  
○ 入浴やトイレ、食事の介助  
○ 医療的ケア など

【窓 口】 お住まいの市町村の障がい福祉担当課、もしくはご利用の相談支援事業所へご相談ください。

【自己負担】 原則として、費用の1割となります。（詳しくは→P17）

日中一時支援については、国の「障害者福祉制度」に基づいた「障害福祉サービス」として以外にも、「地域生活支援事業」として市町村の創意工夫により行われている場合（→P18）と、県内の医療機関が行っている場合があります。

### 病院で行う日中一時支援（病院レスパイト）

- 【目的】 ご家族の仕事の都合や、一時的な休息をとってもらふことなど。
- 【窓 口】 実施医療機関（P67）の窓口
- 【対象者】 医療的ケアが必要な在宅の障がい児
- 【利用料】 原則として無料。詳しくは医療機関の窓口にお問い合わせください。

## 自己負担って？

サービスを利用したときに、みなさんが支払う料金のことです。

障害福祉サービスに関しては、どのサービスにどれくらいの料金がかかるのかについて、厚生労働省の基準で細かく定められています。また、利用する方の障がいの程度や、利用する施設によっても異なりますが、みなさんは、利用したサービスの利用料金全体のうち、原則として1割を負担することになっています。残りの9割は、公費で助成されます。

自己負担は、基本的には、1か月ごとにまとめて支払います。そのため、1か月ごとの「負担上限月額」というものも決まっています。みなさんは、「費用の1割」もしくは「負担上限月額」のどちらか少ない金額を、利用した施設に支払うこととなります。この「負担上限月額」も、ご家族（世帯）の収入の状況等によって段階的に定められています（下記参照）。

また、自己負担額としては、サービス利用料とは別に、例えば、施設で食事をした場合の食費の支払いが必要になることがあります。この食費に関しても、別途、負担軽減措置の対象となる場合がありますので、お住まいの市町村の障がい福祉担当課、もしくはご利用の相談支援事業所や利用を希望する施設に問合せみましょう。

### （障害福祉サービス及び障害児支援の利用者負担）



区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯	（障がい者の場合） 所得割16万円未満 ※ 入所施設利用者（20歳以上）、 グループホーム利用者を除く。	9,300円
		（障がい児の場合） 所得割28万円未満 ※ 20歳未満の入所施設利用者を含む。	通所支援、居宅介護 （ホームヘルパー） 利用の場合 4,600円 入所施設利用の場合 9,300円
一般2	上記以外		37,200円

入所施設利用者（20歳以上）及びグループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合「一般2」。

※ 障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて上記4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

※ 食費等について、負担軽減措置の対象となることがあります。





続いては、「地域生活支援事業」について見ていきましょう。  
市町村が主体となり、その創意工夫によって柔軟に実施できるとされている「地域生活支援事業」ですが、種類も多く、また、すべての市町村がすべての事業を行っている訳ではないことに注意が必要です。さらに、実施していても、利用にあたって要件を定めている場合もありますので、利用を考えている場合には、お住まいの市町村障がい福祉担当課にお問い合わせください。



### 〔7〕訪問入浴サービス（入浴車の派遣）

重度の障がいなどのために家庭での入浴が困難な方に対して、地域のヘルパー等が自宅を訪問して、入浴のための支援を行う事業です。浴槽を提供してもらえることが大きな特徴といえます。

#### 主な支援の内容

- 入浴の介護
- 浴槽の提供



【窓 口】お住まいの市町村障がい福祉担当課もしくはご利用の相談支援事業所へご相談ください。

【対象者】日常生活において介助が必要な在宅の障がい児（者）

【自己負担】各市町村で負担額を設定しています。詳しくは窓口でお問い合わせ下さい。

### 〔8〕日中一時支援

市町村が地域の実情等に応じて実施している日中の一時預かり事業です。障がいをお持ちの方の日中の活動の場を確保することによって、その家族の就労支援や、一時的な休息を目的としています。なお、実際の支援の場は、障害福祉サービスの施設・事業所や、学校の空き教室などを提供することが想定されており、市町村によっては、送迎サービスが実施されているところもあるようです。

#### 主な支援の内容

- 日中の見守り
- 日常的な訓練
- その他、市町村が認めた支援



【窓 口】お住まいの市町村障がい福祉担当課もしくはご利用の相談支援事業所へご相談ください。

【対象者】在宅で生活している障がい児（者）

【自己負担】各市町村で負担額を設定しています。詳しくは窓口でお問い合わせ下さい。





## 「レスパイト・サービス」をご存知ですか？



「レスパイト (respite)」とは、「一時的な休息、息抜き」という意味の英語です。派生して、在宅で障がいをお持ちの方や介護が必要な高齢者のケアをするご家族に対する、負担を軽減するための家族支援サービスを、「レスパイト・サービス」と呼びます。

その枠組みは広く、福祉施設に一定期間預かってもらうもの(日中の数時間から宿泊まで)や、訪問看護師さんやヘルパーさんに自宅に訪問してもらうものなどがあります。



### レスパイト・サービスを受けるポイント

#### ○預け先の確保

- いざというときに使えるよう、早めに預け先を見つけておきましょう。
- パパやママが病気で入院すること考えられるので、預け先は、できれば複数見つけておきましょう。

#### ○お子さんの不安解消

- パパやママのいない環境は、お子さんも不安になるものです。お子さんが預け先の環境やスタッフの方々慣れるためにも、サービスは定期的にご利用しましょう。
- 預ける予定が決まったら、「どこに、何のために行くのか、いつ家に帰れるのか」などを事前にお子さんに説明しましょう。
- お子さんが預け先で安心して過ごせるよう、好きなおもちゃやぬいぐるみを持たせましょう。また、時間があるときは面会に行って、顔を見せましょう。

#### ○預け先への申送り

- お子さんの障がい特性や今までの経過、日ごろのケア、お子さんが好きなことや嫌いなことなどを書いた「申送書」を作り、預け先に渡しましょう。

#### ○自宅での一時預かり

- 日中、一時的に預かってもらうため、訪問看護師さんやヘルパーさんに留守番をお願いしてみましょう。
- たん吸引が必要な場合は、事前にヘルパーさんから「たん吸引研修」を受けてもらいましょう。

#### ○支援者を増やす

- 家族以外の大人や子どもと触れ合うことで、お子さんの成長が期待されます。他者にわが子を預けることは勇気がいるし、手間がかかることもありますが、日ごろから多くの方に協力してもらい、周りの支援者を増やしましょう。



## 自分に合ったリフレッシュ方法を見つけましょう

医療的ケアが必要なお子さんに限らず、子どもたちの健やかな成長のためには、何よりもご家族が、心身ともに健康であることが大切です。子育て中はただでさえ疲れがたまってしまいがち。医療的ケアに疲れる前に、自分に合ったリフレッシュ方法を見つけ、息抜きをしましょう。

### お子さんが一人で通園している間に♪

県内でも、お子さんが日中に通える児童発達支援事業所が増えています。

お子さんが一人で通園できるようになったら、パパやママも一人の時間を大切にしましょう。



**無理はしないで！**

疲れたなと思ったら、なるべく無理をしないで過ごしましょう。短期入所や日中一時支援を適切に利用して、まとまった休息時間を作ることも大切です。

### 体をほぐして 心身のリフレッシュ♪

マッサージやヨガに行ったり、家でストレッチをしたりして体をほぐしてみても良いでしょう。思いの外スッキリするものですよ。

### 週末は家族にお願いして外出♪

週末は家族にお子さんをみてもらって、友達と食事をしたり、カフェで過ごすのも気分転換になります。

### 夜は一人寝♪

夜は祖父母にお願いして、ゆっくり眠れる時間を作るのもいいですね！



### 訪問看護師さんやヘルパーさんは強い味方です！

訪問看護師さんやヘルパーさんが来ているうちに、お風呂でリラックス、というのはいかがですか？

### ご紹介

かなで  
ことばのテイルーム 奏 「おしゃべりカフェ まのラボ♪」

住所：山形市吉原 3-1-5 電話：023-673-9681

〇月1回（不定期）、クラフト制作を通して交流や休息を目的として開催しています。これまで、スイーツデコ、レジン（アクセサリー）、パステルアート、アロマ etc を制作してきました。

〇いつもの場所で、いつもの笑顔に心癒され、集中した時間の中で、ちょっと現実逃避してみませんか？ 関心のある方は、どなたでもご参加いただけます。お気軽にお問い合わせください。



## 2 補装具・生活用具の支給

日常生活を営むにあたって必要なさまざまな道具を、支給したり、貸与したりする制度があります。



身体の手助け  
そのものを補うための  
「補装具」

日常の暮らしを  
楽にするための  
「日常生活用具」



### (1) 補装具給付

体の大きさと発達に合った適切な道具を身に着けることによって、身体にハンディキャップを持つ方々の生活が向上することを目的として、補装具の購入や修理、借受けに係る費用を支給するものです。障害者総合支援法に基づいて行われる制度ですので、補装具の種目、金額、耐用年数などは、国の基準で細かく定められています。

#### 補装具の種目

義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置



★実物写真も掲載しています。詳しくはP24「コラム」をご覧ください。

【窓口】お住まいの市町村障がい福祉担当課

【対象者】補装具を必要とする障がい児（者）、難病患者など

※ 身体障がいの種別、等級によって交付種目が  
違います。  
※ 給付の対象となる方についても基準で定め  
られています。  
詳しくは窓口にお尋ねください。





## 申請に必要な書類等

- 申請書
- 身体障害者手帳
- 指定医による意見書
- 世帯の課税状況を確認できる書類
- 給付を受けたい用具のカタログ等
- 印鑑
- マイナンバーカード等

【自己負担】原則1割（所得に応じて負担上限あり）

ただし、市町村民税課税額が46万円以上の世帯は対象外となります。

### (2) 日常生活用具の給付

日ごろの暮らしを支えることを目的にした日常生活用具の給付制度は、「地域生活支援事業」で行われるものと、「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業」で行われるものとに分けられます。



#### 地域生活支援事業で行われる場合

#### 日常生活用具の種目

- 介護・訓練支援用具……特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト など
- 自立生活支援用具……入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽 など
- 在宅療養等支援用具……透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引機、酸素ボンベ運搬車 など
- 情報・意思疎通支援用具…携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器 など
- 排泄管理支援用具……ストーマ装具、紙おむつ等、収尿器
- 居宅生活動作補助用具……住宅改修費



★実物写真も掲載しています。詳しくはP24「コラム」をご覧ください。

【窓 口】お住まいの市町村障がい福祉担当課

【対象者】日常生活用具を必要とする障がい児（者）、難病患者など



## 申請に必要な書類等

- 申請書      □身体障害者手帳      □指定医による意見書
- 世帯の課税状況を確認できる書類      □給付を受けたい用具のカatalog等
- 印鑑      □マイナンバーカード等



住宅改修工事を申請する場合は  
□工事図面（平面図）      □工事の見積書  
□改修工事前の写真      も必要です。

【自己負担】 各市町村で負担額を設定しています。  
詳しくは窓口でお問い合わせください。



小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業で行われる場合

### 日常生活用具の種目

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）、人工鼻



- 【窓 口】 お住いの市町村障がい福祉担当課
- 【対象者】 小児慢性特定疾病医療費助成事業（→P8）の対象児
- 【自己負担】 ご家族の所得に応じた自己負担があります。

**気を付けましょう！！**

補装具・日常生活用具の支給等は、購入後（修理後）の申請ができない場合があります。

制度を利用したいと思ったときは、購入する **前** に、お住いの市町村の障がい福祉担当課に相談しましょう。



## 0903

### 「補装具」あれこれ



補装具は、身体障がいのあるお子さんの身体機能を補完・代替する道具です。身体障害者手帳の内容や等級によって、対象となるものが決まっていますので、便利そうでも身体の状態や生活環境によっては使えないものもあります。主治医やリハビリの先生に相談したり、市町村障がい福祉担当課（福祉事務所）に聞いてみてください。

#### 主な補装具（例）

下肢装具  
（有限会社エムサポート製）



くつ  
（株式会社田村織機製作所製）



側室矯正装具  
（有限会社エムサポート製）



お子さんの体形に合わせて製作されます。

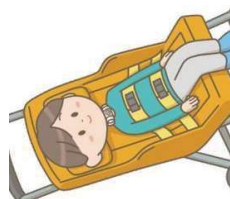
座位保持装置  
（株式会社ささく工房製）



バギー型車いす  
（株式会社ささく工房製）



起立保持具  
（ハジフイックサフライ株式会社製）



歩行器  
（株式会社ささく工房製）



### 「日常生活用具」あれこれ



日常生活用具は、お子さんやその家族の日常生活を支える道具です。各市町村が給付もしくは貸与してくれるものもあります。ただし、便利そうでもお子さんの状態によっては申請できないものもあります。市町村障がい福祉担当課（福祉事務所）にご相談ください。



#### 主な日常生活用具（例）

特殊寝台ニ介護用ベッド  
PARAMOUNT BED



移動用リフト  
（株式会社モリト一製）



バルスオキシメーター  
（日本精密測器株式会社製）



ヘッドガード  
（キヨタ株式会社）



ネブライザー（吸入器）  
（新鋭工業株式会社製）



お風呂に入れるとき助かります。

入浴補助用具ニ  
シャワーチェア  
（株式会社ささく工房製）



住宅改修費ニ小規模改修



電気式たん吸引器  
（新鋭工業株式会社製）



## 障がい児を対象とした障害福祉サービスを利用するには

### 支給決定を受けましょう

障がいをお持ちの方が障害福祉サービスを利用したいと思ったとき、まず必要になるのが支給決定です。この支給決定を受けることによって、サービスを利用した際の利用料について、公費の助成が受けられるようになります（→P17）。この支給決定は、お住まいの市町村（厳密には、「障がい児（18歳未満）の保護者の居住地の市町村」）で行われます。

### 「医療的ケアスコア」とは

支給決定を行うための材料のひとつとなるものが「医療的ケアスコア」です。「判定スコア」と呼ばれる場合もあります。スコアの項目はP26の14類型で、①必要な医療的ケアや、②見守りの必要性等について、主治医が判定して作成します。

## サービス利用の流れ



### 支給申請をする

支給決定を受けるために、お住まいの市町村障がい福祉担当課へ支給申請をします。

※ 先に相談支援事業所の選定を求められる場合があります。お住まいの地域の相談支援事業所の詳細については、市町村障がい福祉担当課へお問い合わせください。（相談支援事業所の説明はP14）



### 「障害児支援利用計画（案）」等の作成依頼

利用を希望するサービスの種類によって、「障害児支援利用計画」を作成するか「サービス等利用計画」を作成するかが変わります。支給申請にはこれらの「利用計画（案）」が必要となるため、相談支援事業所に作成を依頼しましょう。



### お子さんの心身の状況等や希望するサービスなどの聴き取り

お子さんやご家族の状況、利用を希望するサービスなどについて聴き取りを行います。併せて、「医療的ケアスコア（判定スコア）」の作成が必要かどうかを、下記の手順によって判断します。

※ 別途、障害支援区分調査が必要となる場合があります。その場合は、市町村の認定調査員（市町村から委託を受けた相談支援事業所の職員が行う場合もあります）が、ご自宅等に訪問します。

### Q1 利用するお子さんはNICU等から退院する予定又は退院して間もないですか？

はい

いいえ



○判定スコアが**必要になる可能性がある**ため、市町村の担当窓口を確認をおねがいします。



### Q2 利用を希望するサービスは以下のどれになりますか？

- 1：児童発達支援（医療型児童発達支援を除く）
- 2：放課後等デイサービス
- 3：短期入所（重度障害者等包括支援で実施する場合を含む）
- 4：その他

「1」「2」「3」のいずれかに該当する場合

「4：その他」**だけ**に該当する場合

次のページのQ3へ



○「判定スコア」の作成は**不要**です。

**Q3 サービスを利用するときに、下の1～14のいずれかの医療的ケアを受ける必要がありますか？**

1	人工呼吸器（鼻マスク式補助換気胞、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理
2	気管切開の管理
3	鼻咽頭エアウェイの管理
4	酸素療法
5	吸引（口鼻腔・気管内吸引）
6	ネブライザーの管理
7	経管栄養
	(1) 経鼻胃管、胃ろう、経鼻腸管、腸ろう、食道ろう
	(2) 持続経管注入ポンプ
8	中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧病治療薬、医療用麻酔 など）
9	皮下注射
	(1) 皮下注射（インスリン、医療用麻酔 など）
	(2) 慈徳皮下注射ポンプ使用
10	血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む）
11	継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む）
12	導尿
	(1) 利用時間中の間欠的導尿
	(2) 持続的導尿 （尿道留置カテーテル、膀胱ろう、胃ろう、尿路ストーマ）
13	排便管理
	(1) 消化管ストーマ
	(2) 摘便、洗腸
	(3) 浣腸
14	痙攣時の座薬挿入、吸入、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 ※ 医師からの発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以上の既往がある場合

1～14のいずれかに該当する場合

1～14のいずれにも該当しない場合



○「判定スコア」の作成が**必要**です。  
主治医に作成を依頼してください。

※ 事業所によっては、「判定スコア」を必要としない場合もあります。

○「判定スコア」の作成は**不要**です。



### 希望するサービスを提供している事業所の見学・選定

見学は随時受け入れている事業所がほとんどです。相談支援事業所が仲介をしてくれる場合もありますので、相談してみましょう。



### 「障害児支援利用計画（案）」等の提出

相談支援事業所が、ご家族の希望と、支給申請の際に行われる各種調査の結果等を踏まえ、「障害児支援利用計画（案）」又は「サービス等利用計画（案）」を作成し、市町村へ提出します。



### 支給決定

### 支給決定通知書・受給者証の交付



## 「障害児支援利用計画」等の作成

相談支援事業所が、支給決定の内容等から、ご家族の希望する障害福祉サービスの事業者の調整などを行い、利用計画を作成して市町村へ提出します。



## 利用契約

利用予定の事業所や施設に受給者証を提示して利用を申し込み、契約を結んでください。



## サービス利用開始

契約に基づいてサービスを利用します。サービスの利用後は「自己負担額」等（詳しくはP17）を事業所や施設にお支払いください。

ちょっとひといき



医療的ケア児支援法でなにが変わったの？



令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」。この法律は、下の図のような形で構成されています。

安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現

- ① 医療的ケア児本人の健やかな成長を図ること
- ② ご家族の離職防止に資すること

国・地方公共団体による  
責務と措置

保育所の設置者  
学校の設置者等の責務と措置

### 【基本理念】

- I 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援すること
- II 個々の医療的ケア児の状況に応じた支援を切れ目なく行うこと
  - 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるように最大限配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援
- III 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援を行うこと
- IV 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策を行うこと
- V 居住地域に関わらず等しく適切な支援を受けられる施策を講ずること

これまでの支援から「大きく転換すること」を目指した法律ではありませんが、医療的ケア児とその家族に対する支援策において、国・地方公共団体、保育所や学校等の設置者等の義務が明確化され、責任の所在が明らかになりました。今後は、「医療的ケア児支援センター」の設置運営をはじめ、保育所や学校においても、医療的ケア児の受け入れが進んでいくものと思われます。

山形県内でも、令和4年度から医療的ケア児の受け入れを開始した保育園があります！



## 4 児童発達支援の事業所で行っているサービス

児童発達支援の事業所は、心身の発達に心配がある未就学のお子さんやその家族に対して、身近な地域で支援する通所施設です。

歩き始めるのが遅いといった運動面、ことばが遅い、お友達とうまく遊べないといったコミュニケーションなどの課題に対して、個別または集団での指導・支援を行うほか、幼稚園や保育園のように遊びや学びの場を提供します。



### 主な支援内容（例） ※ 支援内容は、事業所によって異なります。



個別支援計画に基づいて、様々なカリキュラムを組み合わせることができます。

#### ○ことば

声かけなどで発語をうながしたり、語彙を増やしたりします。

#### ○コミュニケーション・社会性

社会性のトレーニングや自由遊びなどを通して、お友達や周りの人と上手にコミュニケーションをとる方法を学びます。

#### ○日常生活動作

食事・トイレ・着替えなどの基本的な生活習慣のトレーニングを行います。

#### ○運動

遊びながら楽しく身体を動かすことで、運動機能の発達をうながします。

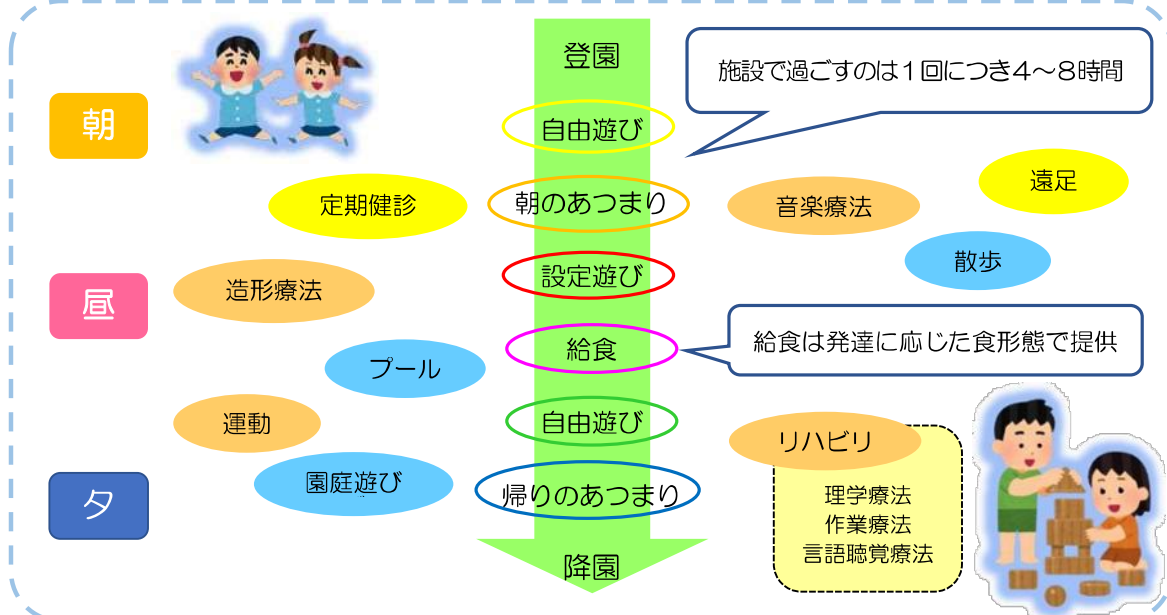
#### ○親子関係

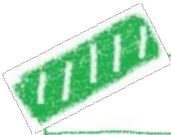
一緒に過ごすことが多い就学前の親子にとっては、離れて過ごす「母子分離」も大切な体験となります。一方、親子で一緒にプログラムを受け、パパやママがお子さんとの関わり方を学ぶこともあります。



### 一日の過ごし方（例）

※ 一日のカリキュラムは、事業所によって異なります。





## V 教育について

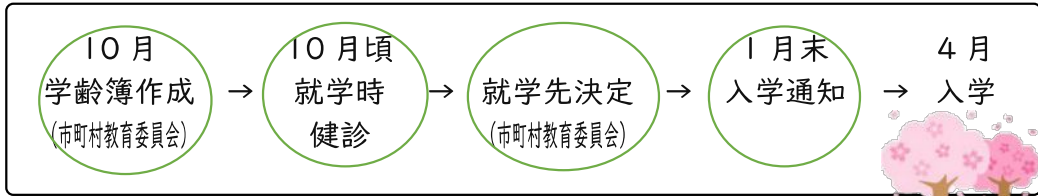
### 医療的ケアを必要とするお子さんの就学について

山形県教育庁特別支援教育課 令和4年4月現在

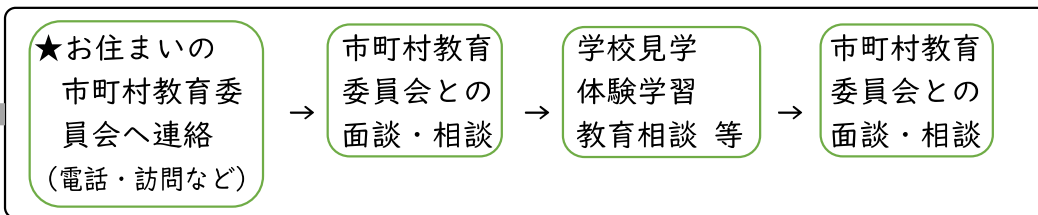
#### 1 基本となる就学までの流れ

##### ◎小学校入学の前年（年長児）

必要に応じて速やかに相談



##### ◎障がいなどによる配慮を必要とするお子さんの就学の際は…



**医療的ケアを必要とするお子さんは、年中児になる頃までに★をお願いします。**

※お子さんの状況に応じて相談しながら進めていきます。順番や時期が入れかわることもあります。

#### 2 医療的ケアを必要とするお子さんの考えられる就学先について（義務教育段階）

- ① 小学校・中学校…「通常の学級」または「特別支援学級」があります。
- ② 特別支援学校 …登校しての学習が難しい場合には「訪問教育」（教員が家庭や病院を訪問して授業を行う）もあります。

#### 3 就学先を検討する際に大事にしていること

- ① お子さんが持っている力を十分に伸ばすことができる学びの場はどこか。
  - ② 必要とする教育環境や体制が整っているか。（整えることができるか）
- ※本人・保護者の意見も尊重しながら総合的に検討します。

#### 4 就学に関連して検討が必要になること

- ① 学習中に必要となるケアは何か、ケアの実施者は？
- ② 通学方法は？
- ③ 放課後や休日、長期休みの生活は？ 等



#### 5 就学先決定後

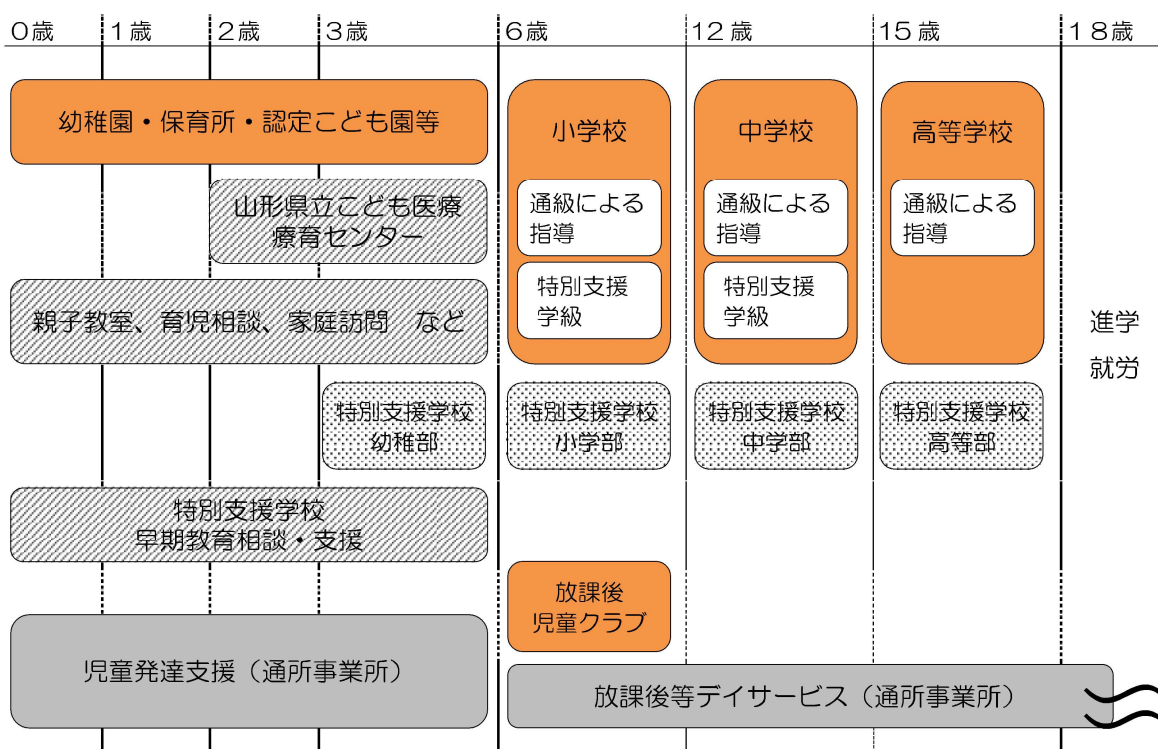
- ① 各学校の入学説明会や保護者面談（医療的ケアに関する手続き等について）
- ② 主治医からの意見書、指示書の依頼と提出

※県立特別支援学校の場合、入学後、看護師によるケア開始まで付添いをお願いすることがあります。付添いの期間については、お子さんのケアの内容等により異なります。

◎お子さんの就学についての窓口は、お住まいの市町村教育委員会になります。関係機関と連携し、情報を共有しながら進めていきます。



## 障がいのある子のための保育・教育の場



※ 教育の場については、障がいの特性や発達の状況を踏まえ、随時、検討・見直しを行っていきます。

### 放課後等デイサービス

- 主に在学中の6歳から18歳までの障がいのある児童生徒を対象に、放課後や夏休みなどの長期休業日に生活能力向上のための訓練および社会との交流促進等を継続的に提供するサービスです。
- 1か月の利用日数は、お子さんへの支援の必要性などを踏まえ、事業所と保護者が相談した上で、お住まいの市町村が総合的に判断し、決定します。利用に際して療育手帳や身体障害者手帳は必須ではないため、学習障がい等の児童生徒も利用しやすい利点があります（医師の診断書を求められる場合があります）。

### 学校を卒業したら…

- 一般企業や障害福祉サービス事業所などでの就労をはじめ、日中活動の場として、障害福祉サービスのうちの「生活介護」の事業所に通うことが考えられます。
- 生活介護事業所では、障害者支援施設等で、常に介護を必要とする方に対し、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要なリハビリなどの援助を行います。





(令和4年4月現在)

障がい種別	学校名	幼稚部	小学部	中学部	高等部	所在地	看護師の配置状況
視覚障がい	県立山形盲学校	○	○	○	○	上山市	
聴覚障がい	県立山形聾学校	○	○	○	○	山形市	
	県立酒田特別支援学校 ★	○	○	○		酒田市	○
知的障がい	県立米沢養護学校 ★		○	○	○	米沢市	○
	やまなみ学園分教室 (やまなみ学園内)		○	○		長井市	
	長井校(長井市立豊田小内)		○	○		長井市	
	西置賜校(長井工業高内)				○	長井市	
	県立鶴岡養護学校 ★		○	○	○	鶴岡市	○
	県立新庄養護学校 ★		○	○	○	新庄市	○
	県立村山特別支援学校		○	○	○	山形市	
	山形校 (山形市立第五小内)		○			山形市	
	天童校 (天童市立津山小内)		○			天童市	
	県立楯岡特別支援学校		○	○	○	村山市	
	寒河江校 (寒河江市立高松小内)		○			寒河江市	
	大江校			○	○	大江町	
	県立上山高等養護学校				○	上山市	
県立鶴岡高等養護学校				○	鶴岡市		
肢体不自由	県立ゆきわり養護学校	○	○	○	○	上山市	○
病弱	県立山形養護学校 ★		○	○	○	山形市	○
	県立鶴岡養護学校 おひさま分教室 (こころの医療センター内)		○	○		鶴岡市	

- ・平成15年度から看護師配置事業を実施しています。(配置校、人数は在籍状況による)
- ・教員や看護師がお子さんの障がいの状態等について十分に理解し、学校生活を送る上で安全にケアを行う体制を整えることが大切なため、新入学時及び新たな医療的ケアが必要となった場合に、保護者の付添いをお願いする場合があります。
- ・学校に通学しての学習が難しい場合には「訪問教育」(教員が家庭や病院を訪問して授業を行う)もあります。(★印：訪問教育実施校)
- ・学校見学などのご希望がありましたら、各校の教頭までご連絡ください。(→P68)



## VI その他



### (1) 紙おむつの支給

【実 施】各市町村（各市町村の取組状況については P57 参照）

【内 容】寝たきり状態の方の家族等に対し、紙おむつを支給することにより、本人及び家族の精神的、経済的負担の軽減を図ります。



### (2) 車椅子の貸出

【実 施】各市町村（各市町村の取組状況については P57 参照）

【内 容】一時的に車椅子が必要になった方などに対して、貸出を行っています。貸出期間や回数に関しては各市町村窓口でご確認ください。



### (3) 重度身体障がい者介護用車両改造費の助成

【実 施】各市町村（各市町村の取組状況については P57 参照）

【内 容】重度の身体障がい者またはその障がい者と生計を一にしている方が、車いすの使用に配慮した自動車への改造または車いすの使用に配慮した自動車を購入した場合に助成するものです。



### (4) 税の控除や減免

#### ① 所得税・住民税の控除

【窓 口】所得税：各総合支庁 納税管理担当課  
住民税：お住まいの市町村 市町村民税担当課

【内 容】扶養親族が障がい者である場合に、課税対象額から次の額が控除されます。

内容	対象の方	税金の種類	控除額
同居特別障害者 扶養控除 ※市町村により名称は 多少異なります。	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの 方を、同居にて扶養している方	所得税	75 万円
		住民税	53 万円

#### ② 自動車税環境性能割及び種別割の減免

2019年10月に名称が変わりました！

【窓 口】普通自動車税：各総合支庁 税務担当課  
軽自動車税：お住まいの市町村 市町村民税担当課

環境性能割：旧自動車取得税  
種別割：旧自動車税

【対象者】次のいずれかに該当する方。

なお、減免を受けることができる自動車は、  
軽自動車を含めて障がいのある方 1 名につき 1 台 に限ります。

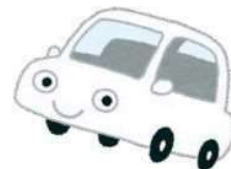
手帳及び障がいの区分		障がいの級別		
		本人運転の場合	家族運転・介護者運転の場合	
身体障害者手帳	視覚障がい	1級から4級まで		
	聴覚障がい	2級から3級まで		
	平衡機能障がい	3級のみ		
	音声機能障がい <small>咽頭嚥出による音声機能障がいがある場合に限る</small>	3級のみ	該当しない	
	肢体不自由	上肢	1級から2級2号まで <small>(2級の2号・・・2級のうち両上肢障がいの方)</small>	
		下肢	1級から6級まで	1級から3級1号まで <small>(3級1号・・・3級のうち両下肢障がいの方)</small>
		体幹	1級から3級、又は5級のみ	1級から3級まで
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢	1級から2級両上肢まで	
		移動	1級から6級まで	1級から3級両下肢まで
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・象徴機能障がい	1級又は3級のみ		
肝機能障がい	1級から3級まで			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級まで			
療育手帳（知的障がい）		A 判定		
精神障害者保健福祉手帳（精神障がい）		1級		

【運転者によって、減免の対象となる要件が異なります】

- 「本人運転」の場合・・・上記の**身体障害者手帳**をお持ちの方本人が運転するもの。
- 「家族運転」の場合・・・上記の**障害者手帳**をお持ちの方の通学、通院、通所等のために継続かつ反復して、**障がいのある方と生計を同じくする方**が運転するもの。**月1回以上**、障がいのある方のために運転することが必要。
- 「介護者運転」の場合・・・上記の**障害者手帳**をお持ちの方が単身で生活している世帯である場合又は世帯全員が上記（家族運転・介護者運転）の**障害者手帳**をお持ちの場合に、その障がいのある方の通学、通院、通所等のために、**障がいのある方を常時介護する方**が継続かつ反復して運転するもの。**週3回以上**、障がいのある方のために運転することが必要。

※ 減免申請する自動車の所有又は取得の形態、減免申請の時期によって、減免額が変わる場合があります。特に車を新しく買い替えるときなどは、**事前に窓口**に相談しましょう。

- 【申請】自動車税環境性能割・種別割減免申請書  
自動車検査証（車検証）の原本  
運転免許証（実際運転する方のもの）の原本  
障害者手帳の原本  
使用目的を証する書類（通院証明書、通学証明書、通所証明書等）  
住民票謄本の原本（世帯全員分の住民票）  
印鑑（認印も可）



※ この他にも、減免申請の時期や運転の形態などによって必要となる書類が変わります。また、証明書の有効証明年月日などにも細かい定めがありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

## （５）交通費の割引等

### ① 福祉タクシー利用助成、福祉給油券の交付

【実施】各市町村  
（各市町村の取組状況については P57 参照）

【窓口】お住まいの市町村障がい福祉担当課

【内容】～山形市の場合～



	対象者	交付枚数	助成額
普通タクシー 利用券	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳 1 級から 3 級</li> <li>療育手帳 A 判定</li> <li>精神障害者保健福祉手帳 1 級から 3 級</li> </ul>	24 枚／年 ※視覚障がい 1 級の方は 36 枚／年	500 円／枚
リフト付き タクシー 利用券	身体障害者手帳をお持ちの方のうち、 下肢、体幹、移動機能障がいの個別等級が 1・2 級の方	24 枚／年	大型車 2,870 円／枚 中型車 2,450 円／枚 小型車 1,960 円／枚
福祉給油券	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳 1 級から 3 級</li> <li>療育手帳 A 判定</li> <li>精神障害者保健福祉手帳 1 級から 3 級</li> </ul>	12 枚／年	500 円／枚

【申請】 所定の申請書  
 各障害者手帳

※ 対象者の要件や申請に必要な書類などは、市町村によって異なります。  
詳しくは窓口にお問い合わせください。



### ② タクシー運賃の割引

【内容】乗車時に割引の対象者であることを伝え、運賃支払い時に手帳を提示すると、  
運賃が 1 割引されます。

※ 障害者手帳に貼付された写真の確認を求められる場合があります。

【対象】身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

### ③ バス運賃の割引等

【内容】各障害者手帳を乗務員に提示することで、運賃が割引されます。

※手帳に貼付された写真の確認を求められる場合があります。

※介護人が必要となる等級の手帳（第 1 種身体障害者手帳、療育手帳 A 判定、精神  
障害者保健福祉手帳 1 級）の場合は、介護人 1 名分も割引となります。

※高速路線は対象外となる場合があります。

【対象】障害者手帳をお持ちの方

#### ④ 国内航空運賃の割引

【内 容】 航空路線の国内線を利用する場合、航空券購入窓口で手帳を提示することで、運賃の割引を受けることができます。

【対 象】 障害者手帳をお持ちの方及びその介護者1名  
 ※ 令和2年8月より、市町村による療育手帳への割引対象者証明は不要となりました。

障害者手帳をお持ちの方（本人）		介護者
年齢	適用運賃	適用運賃
満12歳以上	障がい者割引	障がい者割引
満3歳以上12歳未満	小児運賃	障がい者割引
2歳未満で 座席を要しない場合	無料	通常運賃

※ 運航会社によって運賃や割引の名称が異なる場合があります。

#### ⑤ JR等鉄道運賃の割引

【内 容】 切符の販売窓口で身体障害者手帳、療育手帳を提示することで、運賃が5割引されます。

～JR東日本の場合～

手帳の種類 ※1	乗車券等の種類	割引対象の区分	介護者付き		単独
			本人	介護人	本人
第1種 身体障害者 知的障害者	普通乗車券	片道100km以内	○	○	—
		片道100kmを超える場合	○	○	○
	定期乗車券	本人が12歳以上	○	○	—
		本人が12歳未満	※2	○	—
急行券	（特急券は除く）	○	○	—	
第2種 身体障害者 知的障害者	普通乗車券	片道100kmを超える場合	—	—	○
	定期乗車券	本人が12歳未満	※2	○	—

※1 障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に第1種又は第2種の記載のあるもの。

※2 小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引はされません。



#### ⑥ 有料道路通行料金の割引

【窓 口】 お住まいの市町村障がい福祉担当課

【内 容】 通学や通院などで有料道路を利用される方に対し、事前に登録された自動車1台について、通行料金を割引するものです。割引率は50%以下です。

※ 事前に、お住まいの市町村の障がい福祉担当課で登録手続きを行う必要があります。

※ ETCを利用して割引を受けることも可能です。

※ 割引には有効期間があります。期間が満了する2か月前から更新手続きが可能です。

- 【対象者】○ 本人が運転する場合  
身体障害者手帳をお持ちの方
- 本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合  
身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方のうち、手帳の「旅客鉄道株式会社  
旅客運賃減額」欄に「第1種」の記載のある方。

【申請】手帳を管理している市町村障がい福祉担当課で事前に登録が必要です。  
※ 割引登録を行うことができる自動車には、要件があります。

- 障がい者本人の身体障害者手帳又は療育手帳  
 登録を申請される自動車の自動車検査証等  
 利用されるETCカード（ETC利用時のみ） など

### ⑦ 駐車禁止除外指定車標章

【内容】身体障がい者等で歩行が困難な方が使用する車を、近くに駐車場がない等でやむを得ず一時的に駐車禁止の場所に駐車しなければならない方に、山形県公安委員会が駐車禁止除外指定車標章を交付します。車両を特定しない申請者本人に対する対人標章になります。

【お問合せ先】各警察署 または 山形県警察本部交通規制課 TEL023-626-0110

### ⑧ 身体障がい者等用駐車施設利用証

【内容】県内の公共施設や民間施設などの、「身体障がい者等用駐車施設」の案内表示が設置された車いす使用者用駐車施設へ駐車の際は、山形県発行の「身体障がい者等用駐車施設利用証」の表示が必要になります。利用できる方を明らかにすることで、適正な利用を推進します。

- 【申請】 交付申請書  
 運転免許証  
 身体障害者手帳・療育手帳の写し  
(氏名、現住所、障がい名や障がいの程度等が記載された箇所)



【問い合わせ先】

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| ・県庁 地域福祉推進課     | TEL 023-630-2268 |
| ・村山保健所 地域健康福祉課  | TEL 023-627-1143 |
| ・最上総合支庁 地域健康福祉課 | TEL 0233-29-1277 |
| ・置賜総合支庁 地域保健福祉課 | TEL 0238-26-6031 |
| ・庄内総合支庁 地域保健福祉課 | TEL 0235-66-5654 |

### ⑨ 駐車場料金の減免

【内容】障がい者の方が乗車している車を次の駐車場に駐車した場合、料金が減免されます。

【申請】精算前に駐車場の係員にご連絡の上、手帳を提示してください。

- 【対象者】・身体障害者手帳1級から3級  
・療育手帳A又はB判定  
・精神障害者保健福祉手帳1級から2級

- 【対象施設】・山形市中央駐車場  
・山形市大手町駐車場  
・山形市東口交通センター駐車場  
・山形市香澄駐車場  
・山形市済生館前駐車場  
・山形駅西口駅前広場駐車場

## ⑩ 施設使用料の免除

各障害者手帳を受付等で提示することで、使用料や入館料、入園料が免除される施設があります。

## ⑪ NHK 受信料免除

- 【内 容】申請手続きを行うことで、NHK 受信料が免除されます。  
※ お住まいの市町村障がい福祉担当課より、免除事由の証明を受ける必要があります。

- 【対 象】障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合。

- 【窓 口】お住まいの市町村障がい福祉担当課

- 【お問い合わせ先】フリーダイヤル：0570-077-077

## ⑫ NTT 番号案内料無料

- 【内 容】電話帳の利用が困難な視覚・聴覚・上肢などの不自由な方、知的障がい及び精神障がいのある方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」が提供されています。なお、利用前に登録が必要となります。

- 【対象者】・身体障害者手帳 視覚障がい：1級～6級  
聴覚障がい：2・3・4・6級  
肢体不自由（上肢・体幹など）：1級・2級  
音声・言語・そしゃく機能障がい：3・4級  
・療育手帳A、B判定  
・精神障害者保健福祉手帳1級～3級

- 【問い合わせ先】フリーダイヤル：0120-104-174



## (6) 福祉有償運送

山形県に登録をした、NPO法人等が行っているサービスです。身体障がいのある方や介護の必要な方など、移動が困難な登録会員に対して行われています。対象者・料金等の内容については各法人で異なります。

- 【問い合わせ先】お住まいの市町村担当課





## 外出のときに役立つサービス

買い物などで外出するときは、公共交通機関以外に、自家用車で移動される方が多いと思います。お住まいの市町村によっては、タクシー券の交付をはじめ、自動車の燃料費や購入費・改造費の助成などを行っています。様々なサービスを使って、できるだけ負担を減らすことも大事です。



### 福祉タクシー・福祉有償運送

※事業内容は、地域によって異なります。



#### ○福祉タクシー

福祉タクシーとは、タクシー会社などが運営している（身体）障がい者の外出をサポートしてくれるタクシーのことです。

車いすやバギー型車いすのまま乗車できるスロープやリフト付きの福祉車両が使われていて、予約すればお子さんと介護者が利用できます。

また、乗車時と降車時にヘルパーが介護を行う介護タクシーや、運転業務のみを行うドライバー派遣もあります。

詳しくは、お近くのタクシー会社にお問い合わせください。



#### ○福祉有償運送

福祉有償運送とは、NPO 団体などが高齢者や障がい者を対象に、タクシーのように送迎してくれるサービスのことです。

一般車両のほか、福祉車両が使われている場合もあります。

利用するためには、会員登録と年会費が必要ですが、福祉タクシーよりも送迎代が安く、お住まいの市町村によっては、助成を受けられることもあります。

サービスの対象者や利用料金などの内容は、各団体にお問い合わせください。

### 福祉車両の選び方

福祉車両には、スロープ式とリフト式の2種類があります。

#### ○スロープ式

- （長所） ・ 2列目に車いすを乗せることができるので、介護者が隣に座ってケアしやすい。
- ・ 運転席からお子さんまでの距離が近いので、振り向いて様子が確認できる。
- ・ 3列目のシートに同乗者が乗車できたり、荷物を載せることができる。

- （短所） ・ 3列目のシートがある所を通過して2列目に車いすを載せるので、3列目に荷物を載せていたら、車いすが通る度にシートをたたんだり、荷物の積み下ろしが必要。

#### ○リフト式

- （長所） ・ 2列目のシートがフルに使える。
- ・ 乗り降りがとても楽。

- （短所） ・ 3列目に車いすを固定するため、介護者は2列目に座って振り向いてケアを行う必要があり、長距離では介護者の負担が大きくなる。
- ・ 運転席からお子さんまでの距離が遠いので、表情が確認しにくい。



（スロープ式）



（リフト式）



また、山形県では、お子さんの定期通院の際に通院の負担を軽減するため、通院支援事業を実施しています。通院支援事業には、訪問看護師の付添いと、運転手派遣の2つがあります。

(関連ページ→P54)



## 通院支援事業



### ○訪問看護師の付添い

- ・ ご家族の運転する自家用車に同乗してお子さんのケアを行い、通院に同行します。
- ・ 日常、訪問をお願いしている看護師が同乗します。(看護師がお子さんの医療的ケアを習得している必要があるため、日常的に訪問看護を利用されていない場合はご利用いただけません。)
- ・ 診察の待ち時間等、病院内も看護師が付き添うことを想定しています。
- ・ ご家族が加入されている自動車保険において、事故時に、ご家族以外の同乗者も補償の対象になる内容かご確認をお願いします。

### ○運転手派遣

- ・ タクシー会社のドライバーが、ご家族の車を運転します。ご家族は同乗してお子さんのケアをします。
- ・ 女性ドライバーを希望される場合には、その旨をタクシー会社と協議します。
- ・ 基本的に、病院内での付添いは想定しておりません。
- ・ ご家族が加入されている自動車保険において、運転手の『本人限定』や『家族限定』の特約を設定されている場合、ご利用時の特約解除の手続きが必要となります。

【窓 口】 山形県障がい福祉課

【対 象】 日常的に医療的ケアを必要とする、当該年度に18歳に到達するまでのお子さんがいるご家庭。

【内 容】 ◎ 通院距離に関係なくご利用できます。  
◎ 利用料は無料です。  
◎ ひとつの通院先に対して、月1回、年12回までご利用いただけます。

【利用の流れ】

1. 『通院支援利用申込書』を郵送または電子メールで県へ提出。
2. 利用申込家族のご自宅近隣の訪問看護ステーション等またはタクシー会社と県との間で業務委託契約を締結。
3. 利用申込家族と県、訪問看護ステーションまたはタクシー会社で利用に向けた調整を行う。
4. 利用開始。



※ なお、地域の事業者（訪問看護ステーション、タクシー会社）からの協力が難しい場合、予算を超える申込みがあった場合は、利用できない場合があります。



## 旅行などで役立つサービス

退院して間もないお子さんをもつパパやママなら、旅行どころか、近所に外出するのも不安に感じると思います。徐々に距離を延ばして、いつかは家族旅行を楽しみたいですね♪



### 旅行するときのポイント

- 近所の外出から、徐々に距離を延ばしてみましょう。お子さんの外出に慣れていけば、いつかは旅行も楽しめると思います。
- 新幹線を利用される場合は、多目的室（個室）がおすすめです。



多目的室は、障がいのある方が優先的に使えます。室内にはベッド兼用シートがあり、ベッドとして利用する場合は、大人一人が横になれる程度の広さがあります。車両によっては、介護者用の椅子も用意されています。通常は施錠されていますので、使いたい場合は、車掌に申し出て、解錠してもらいましょう。なお、東北・北海道・上越・北陸・山形・秋田の各新幹線（JR 東日本、北海道の新幹線）では、多目的室は一切予約できませんので、ご注意ください。

- バリアフリー対応の宿泊先は、障がいのある方の接遇に慣れていて、協力的な場合が多いと思います。宿泊時にこうしたいといった要望をリストアップしてから、インターネットや旅行代理店で調べたり、宿泊したい旅館などに直接問い合わせたりして、利用しやすい宿泊先を探しておくとお心ですな♪
- 特に、初めての旅行では、お子さんの容態が悪くなるのが一番心配になります。「宿泊先までの行程で具合が悪くなったなら、すぐに病院に行けるか」、「宿泊先から病院まで30分以内に行けるか」なども調べたいところです。
- 酸素濃縮器については、宿泊先に用意してもらえよう、事前に業者に相談しておきましょう。



### 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS メイス）

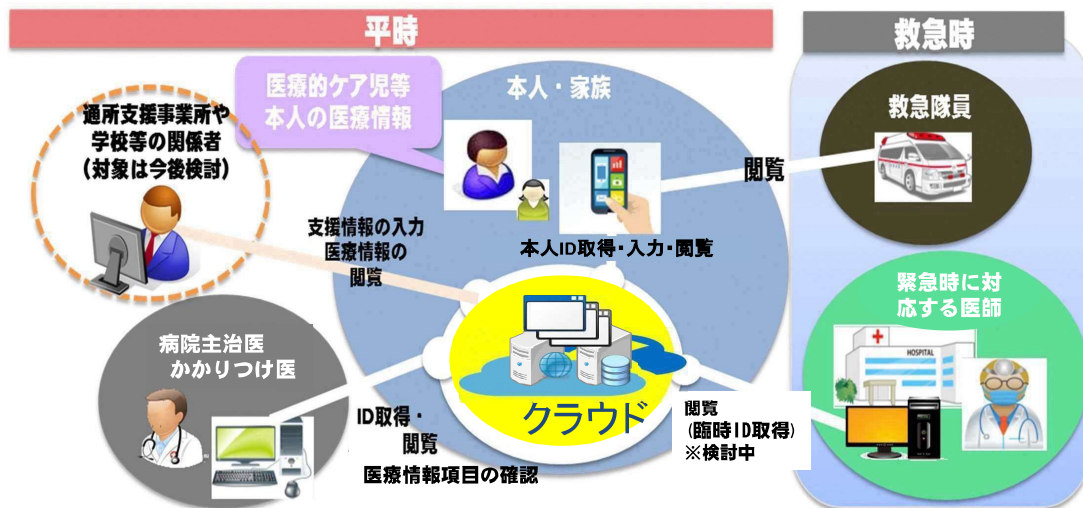
全国どこでも必要な医療を受けられるよう、医療的ケア児等の症状や診察記録を共有するシステム（MEIS）が、令和2年7月より本格運用されました。これまで、お子さんが旅行などで出かける場合には、家族は急な発作に備えて外出先周辺の病院の情報を集めたり、お子さんの医療データを持ち歩いたりしなければいけませんでした。MEISを活用することにより、万が一外出先で救急搬送された場合でも、救急隊員や搬送先の医療機関がスマホやパソコン等で医療的ケア児等の情報を閲覧できるようになります。

※ 詳しいシステムの概要や申し込み方法は厚生労働省のHPをご覧ください。



## 医療的ケア児等医療情報共有システムについて

- 医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、**全国の医師・医療機関が迅速に必要な患者情報を共有**できるようにするためのシステム。
- 平成28年度に調査研究、平成29年度にプロトタイプシステムを活用した実証実験を実施。
- 令和元年度には調査研究や実証実験を踏まえて全国展開に向けたシステムの改修(※)及びプレ運用を行う。(プレ運用に向けた事前登録者数:1,743名)  
 ※ 医療的ケア児とその家族が使いやすい画面構成への変更、情報入力に際しての医師の負担軽減等を目的としたシステム改修
- 令和2年度から本格運用。



## 利用の流れ

### ①申請

主治医に、利用希望を伝え、申込み書に、主治医情報を書いていただく



### ③診療情報登録

### ④救急サマリー作成

主治医やかかりつけ医と相談し、基本情報や診療情報から救急サマリーを作成する



### ②基本情報、ケア記録登録

本人情報、緊急連絡先、障害の状態、常用薬などの、基本情報や、日々のケア記録を入力



### ⑤救急サマリーの利用

救急時に、救急サマリーを確認し、適切な治療を行う

3

## 山形県立子ども医療療育センター

医療・療育の面から、子どもたちのはぐくみのお手伝いをしている施設です。

〒999-3145 山形県上山市河崎三丁目7-1  
 ☎023-673-3366 (代表) fax 023-673-3757  
 【開設時間】月～金 8:30～17:15  
 (祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)



### ★外来診療部門 ※予約制です。

診療科目	診療日	診療時間
整形外科 (リハビリテーション科)	月曜日～金曜日	8:45～12:00
	(装具診) 月・木曜日	13:00～17:00
小児科	月曜日～金曜日	8:45～17:00
歯科	月曜日～金曜日	8:45～17:00
耳鼻咽喉科	月曜日	8:45～12:00
精神科	第1・3月曜日	13:00～17:00
泌尿器科	第4水曜日	13:00～17:00

### ★リハビリテーション部門

医師の指示のもとに、発達の遅れや障がいのある子どもひとりひとりのニーズに合わせ、身体の機能や能力の獲得を図り、また家族支援を含めたQOL(生活の質)の向上を目指しています。

診療科目	診療日	訓練時間
理学療法	月曜日～金曜日	9:00～17:10
作業療法		
言語聴覚療法		

### ★医療型障がい児入所施設部門

入所して医療や療育を必要とする障がい児に対して、状態に応じた治療や看護、リハビリテーション、生活支援や発達支援などを行っています。

また、ゆきわり養護学校と隣接しており、治療を受けながら入所中に学校教育を受けることができます。



## ★親子入所

身体に障がいのある乳幼児のうち、保護者の方と一緒に短期間入所することにより療育効果が得られる場合に、治療やリハビリテーション、療育支援を行っています。



## ★短期入所及び日中一時支援事業

在宅で障がい児（者）を介護しているご家族がご病気等の理由により家庭での介護が困難になった場合などに、短期入所サービスを提供します。また、当センターと委託契約した市町村にお住まいの方に対し、日中一時支援（日帰りサービス）を提供します。

## ★医療型・福祉型児童発達支援センター

身体が不自由なお子さんや、言葉や発達に遅れのあるお子さんを対象に、保護者の方と一緒にまたは単独で通園しながら、発達支援やリハビリテーションなどを行っています。

## ★相談部門

相談・療育支援課では、障がいのあるお子さんに関する各種相談、福祉サービスや相談機関・施設（関係機関）などの情報提供、関係機関との連絡や調整を行っています。

【開設時間】月～金 8：30～17：15

（祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）

※ 相談・療育支援課は、相談・入所者玄関の近くにあります。



## ★山形県発達障がい者支援センター

発達障がいがある方やご家族が安心して地域で暮らすことができるよう、日常生活に関わる様々なご相談を受け、助言や情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら支援しています。

また、発達障がいに関する正しい理解や支援方法を広めるために、講演会や研修会なども開催しています。

○発達障がいに関する相談・お問合せ ☎023-673-3314

【開設時間】月～金 8：30～17：15

（祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）



## 山形県立こども医療療育センター 庄内支所

〒997-0013 山形県鶴岡市道形町 49-21

☎0235-23-4584（代表） fax 0235-23-4595



### ★事業内容

障がい児療育の拠点施設であるこども医療療育センターは上山市にあり、庄内地域に住んでいる障がい児が通所して療育を受けることが難しい状況がありました。こうしたことから、庄内地域の障がい児の在宅支援拠点施設として、こども医療療育センターの支所として設立されました。支所は、肢体不自由をはじめ、言葉や知的な発育に遅れ等のあるすべての障がい児の通所による療育、訓練に重点を置いた施設です。

### ★診療部門

診療科目	診療日	診療時間
内科	月曜日～金曜日	8:30～17:15
小児科	第2・4火曜日	10:00～16:00
	隔週木曜日	8:35～17:00
	第1・3・5金曜日	10:00～17:00
整形外科	第2・4金曜日	10:00～15:00
歯科	火・水曜日	10:00～15:30
	第1・3金曜日	10:00～17:00

- ・ 原則予約制です。（受付時間 8:30～17:15）
- ・ 休診日：土・日曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）
- ・ 内科は、リハビリ前の診療のみとなります。



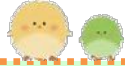
### ★リハビリ部門

診療科目	診療日	訓練時間
理学療法	月曜日～金曜日	8:50～17:05
作業療法		
言語聴覚療法		

※ リハビリ前に、内科の診療があります。

### ★相談部門

障がいのあるお子さんに関する各種相談、情報提供や関連機関との調整を行っています。  
（月曜日～金曜日 9:15～16:30）



## 山形県難病相談支援センター



〒990-0021 山形県山形市小白川町 2-3-30 (山形県小白川庁舎 1階)

TEL・FAX: 023-631-6061

TEL: 023-664-0179 (小児慢性専用)

【開設時間】月～金 9:00～16:00 (祝日、12/29～1/3を除く)

○相談は無料です。

●電話・FAX・メール相談 (e-mail: [nanbyou-y@ebony.plala.or.jp](mailto:nanbyou-y@ebony.plala.or.jp))

●面接相談 (予約をお願いいたします。)

●Web (Zoom 利用) による相談も可能です。

ホームページ <http://www17.plala.or.jp/nanbyou-yamagata/>



### ★医療的ケア児及び家族への支援内容

#### ◇小児慢性特定疾病児童等交流会の開催

児童やその家族のための交流会を開催し、児童が相互に交流したり、同じ状況にあるご家族同士がお悩みや不安な気持ちを語り療養生活に係る情報を共有したりする機会を提供しています。

#### ◇自立・就労に向けたフォローアップ

自立・就労に向け、個別支援が必要な児童に対して、児童の状況・希望等を踏まえ、地域における各種支援策の活用について実施機関と調整し、自立に向けた計画を策定することの支援やフォローアップを実施します。

#### ◇ハローワークその他就労機関等との連携

就労の支援や一般就労の機会を拡大するため、ハローワークその他就労支援機関等と連携を図り、就労に関する必要な支援や情報の提供を行っています。

#### ◇小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談支援

「小児慢性特定疾病児童等自立支援員」が、療養や日常生活で困っていること、入園、入学、就職などに関するお悩みについて、面接・電話・メール等で相談を受け付けています。

#### ◇出張相談会の開催

難病相談支援センターへの来所が困難な方のために、小児慢性特定疾病児童等自立支援員が、最上、置賜、庄内各地域に出張し、相談会を開催します。

※山形県(村山・最上・置賜・庄内保健所)から「小児慢性特定疾病医療費受給者証」の交付を受けた方が対象です。ただし、交付前の方からの医療費支給認定申請に係る相談も受け付けます。なお、山形市の中核市移行に伴い、**山形市民に係る相談業務は、山形市保健所が行っています。**



## 山形県医療的ケア児等支援センター

### 【所在地】

〒990-9585

山形県山形市飯田西二丁目2番2号

国立大学法人山形大学医学部附属病院 地域医療連携センター内

T E L 023-628-5533

E-mail [mccsc-yamagata@mws1.id.yamagata-u.ac.jp](mailto:mccsc-yamagata@mws1.id.yamagata-u.ac.jp) (代表)

### 【開設時間】

月～金 8:30～17:00 (祝日、年末年始を除く)

- 利用は無料です。
- 対面での相談をご希望の場合は、電話での事前予約をお願いします。

専門性が高く、また、さまざまな機関からの関わりが必要となる医療的ケア児やその家族等への支援について、「情報の集約点」となるとともに、支援の調整について中核的な役割を担うことを目指したセンターです。

### ★業務内容

#### ◇医療的ケア児やそのご家族等に対する相談対応

これまで「どこに相談したらいいのか分からない」状況にあった医療的ケア児やそのご家族等からのさまざまな相談を、まずはしっかりと受け止めたうえで、関係機関と連携して総合的に対応します。

- ① 受け入れ可能な支援機関等の情報提供や、適切な関係機関を紹介します。
- ② 支援に必要な関係各機関との連携をコーディネートします。

#### ◇関係機関等や、そこに従事する方々への情報提供及び研修の実施

医療、保健、福祉、教育、労働等の業務を行う関係機関に対し、支援を必要とする医療的ケア児等の実態や支援ニーズ、又は最新の施策や好事例についての情報を提供します。

- ① 相談対応や各種調査等で把握した情報等を関係機関と共有し、効果的な支援に繋がります。
- ② 医療的ケア児等の支援を行うことのできる人材育成のための研修を行います。

#### ◇医療的ケア児及びその家族等に対する支援に関して、関係機関等との連絡調整

医療、保健、福祉、教育、労働等さまざまな専門分野における関係機関からの協力が必要となる場合にも、綿密かつ円滑な連携が図れるよう、日頃から情報共有等を通じた信頼関係の構築に努め、実際に調整を必要とする場合にあっては、中核となってコーディネートを行います。

- ① 医療的ケア児等の支援に必要な関係機関との連携をコーディネートします。
- ② センターでの助言等が困難な場合には、適切な支援機関へ適切に繋がります。
- ③ 市町村による災害時個別避難計画の作成をバックアップします。

- 「医療的ケア児等」には、「18歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった方」を含みます。



熱が出たり、けいれんが起こったときなどの体調不良時や緊急時にあわてないように、日ごろからどのように対応するか、どこに連絡するかなどを事前にまとめておくことも必要です。

かかりつけ病院、訪問診療所、訪問看護ステーションなどの連絡先、夜間や休日の連絡先も一覧にまとめ、部屋のわかりやすいところに貼っておきましょう。



## 体調不良時の対応法(例)

### ■風邪をひいたとき、熱が出たとき

かかりつけ病院、訪問診療所、訪問看護師さんに連絡をして、受診すべきか、手持ちの薬で様子を見るか、往診してもらうかを相談しましょう。

そのとき、周りでインフルエンザや胃腸炎などが流行していたら伝えましょう。

呼吸状態が悪いとか、水分がとれないとき、ぐったりしているときは、早めの対応が必要です。緊急時には迷わず救急車を呼びましょう。



### ■けいれんが起こったとき

けいれん発作のあるお子さんの場合、様子を見てよいレベル、主治医に相談するレベル、救急車を呼ぶレベルを、事前に主治医に確認しておきましょう。

また、手持ちの薬を使う場合の目安や、酸素を持っている場合は酸素を増量するかなど、発作が起こった場合の対応法も、事前に確認しておきましょう。

けいれんには、ガタガタするもの、突っ張るものなど様々なタイプがあります。

けいれん発作かわからない、気になる動きがあるというときには主治医に相談しましょう。



### ■気管カニューレが抜けた（抜去した）とき

緊急事態です。素早く再挿入しましょう。抜けたときを想定して、家族は入院中に何度か練習しておきましょう。留守番をしてもらう予定のある方には、再挿入の練習が必要です。外出中に抜けることもあるので、いつでも再挿入できるよう、予備のカニューレを持ち歩きましょう。

### ■経管栄養チューブが抜けた（抜去した）とき

注入中に抜けた場合は、嘔吐したり、注入物が肺に入っていないかが心配です。呼吸状態が悪いようであれば、早めに訪問看護師さんや主治医に相談しましょう。



### ■胃ろうボタンやチューブが抜けた（抜去した）とき

抜けてから相当の時間がたつと、胃ろうの穴が小さくなって、再挿入しにくくなってしまいます。

抜けてしまったときの対応法を、主治医に相談しておきましょう。



## 緊急時などの対応法

### (日ごろからの準備)

- 日ごろから、緊急時に持って行くケア用品や医療物品をまとめておきましょう。
- 緊急時の対応法については、事前に主治医に確認して、見つけやすい場所に貼るか、置いておきましょう。
- 「緊急時の連絡先一覧」を作成しておきましょう。

### (緊急時)

- 受診の要否について、主治医に電話で相談しましょう。

- ・どのような症状か
- ・いつから見られているか
- ・その間に何か処置をしたか など

- 緊急時は、ちゅうちょせず、救急車を呼びましょう。

- 救急車を呼ぶときに慌てないように、メモを用意しておきましょう。

おちついて…  
おちついて…



名 前： \_\_\_\_\_ 年齢： \_\_\_\_\_ 歳 性別： \_\_\_\_\_  
 主病名： \_\_\_\_\_  
 主治医： ○○○病院 △△科 □□医師 (☎) ○○○-△△△-□□□□  
 現在の医療的ケア： 呼吸器・酸素・経管栄養 など  
 病 状： どのような症状が ( )  
           いつから見られ ( )  
           その間に何か処置したか ( )  
 主治医への連絡有無： 有 ・ 無

- 救急車を呼ぶと、お子さんはストレッチャーに乗せての移動となります。救急車内には、お子さんに合う医療物品がないことが考えられますので、いつも使っている吸引器や吸引用のチューブ、呼吸器、おむつなどは、救急隊員と相談して持って行きましょう。



「**緊急時の連絡先一覧**」を次のページに載せていますので、コピーしてぜひお使いください！



## 緊急時の連絡先一覧

ふりがな			
氏名		男	血液型
		女	A・B・O・AB
生年月日	年 月 日	( 歳)	Rh (+・-)

区分	所属	連絡先
かかりつけ医		
相談支援専門員		
訪問看護		
居宅介護(AMPA <sup>®</sup> -)		
人工呼吸器業者		
在宅酸素業者		
市役所・町役場		
保健所		
東北電力		

※一刻を争うような状況の場合は、ちゅうちょなく救急車(119番)を呼びましょう



## 災害時の対応



大規模災害時などを想定して日頃から備えをしておくことが重要です。

### ① 医療機器などの転倒防止

- ・人工呼吸器や載せている台をしっかりと固定する。

### ② 電源確保

#### ★人工呼吸器・酸素濃縮器・吸引器

- ・生命維持のため常時電気が必要な医療機器を使用していることを電力会社に伝える。
- ・内部バッテリーの持続時間を把握する。
- ・外部バッテリーを準備して日頃からバッテリー容量を確認する。
- ・バックバルブマスクは呼吸器やベッドの近くに置いておく。
- ・自家用車のシガーライターから電源確保ができるようにしておく。
- ・吸引器は3電源方式（AC電源・バッテリー・シガーライター）が望ましい。
- ・可能なら発電機の準備。

### ③ 水、薬や医療ケア用品の確保

- ・飲用水（経管栄養用など）や吸引用の水・内服薬・ケア用品などは最低3日分は備蓄しておく。

※ 必要物品については、置いておく場所を決めておき、訪問看護師さんやヘルパーさん等と共に、毎回、物品の確認を行いましょう。

出典：「子どものための医療的ケアマニュアル」

2018年1月

山形大学医学部小児科

山形大学総合医学教育センター

山形大学医学部 在宅医療・在宅看護教育センター 発行

# 10 災害や緊急時に備えたいこと

## 「自助・共助・公助」

という言葉聞いたことがありますか。  
災害時の被害を最小限に抑えるための3つの原則です。



**自助** . . . . . 災害に備えて、自分でできることを考え、自ら対策しておくこと

**共助** . . . . . 災害時に、地域全体で力をあわせて、互いに助け合うこと

**公助** . . . . . 国や県、市町村などの公的機関が中心となって防災に取り組むこと

もう少し具体的に見ていきましょう。

まず、自助。こちらは、災害に備えて「自ら」準備しておくことです。地震・火事などの災害や緊急時に慌てないように、日ごろから必要な物品をまとめて持ち出せるようにしたり、緊急時の連絡先をまとめておいたりすることなどが考えられます。



### ケア用品（例）

“いざ”というときのために、  
チェックしながら物をまとめて  
おきましょう！



- 予備の呼吸器回路や吸引キューブなどのケア用品
- グローブやアルコール綿などの衛生用品
- 薬（お薬手帳も忘れずに）
- 紙おむつやカテーテルなどの排泄用品
- 経管栄養剤・離乳食・アレルギー対応食
- 電池、延長コード、懐中電灯 など
- その他にも!!●
- プチプチシート（遊べる、クッション代用）
- 大きな布（包む、仕切り、おんぶに使う）
- ヘッドフォン（耳栓）、アイマスク
- お気に入りのお菓子やおもちゃ など

次に、共助です。こちらはなかなかイメージが難しいかもしれません。

共助のための取組みとしては、「日ごろから地域の方々との顔の見える関係を築いておくこと」や「自分でできること、自分ではできないこと（助けてほしいこと）を明確にしておくこと」が考えられます。市町村と一緒に「個別避難計画」を作成して、計画に基づいた避難計画を地域の方々と一緒にすることも、重要な取り組みのひとつでしょう。

先の大きな震災のときには、「迷惑をかけられない」「巻き込むわけにはいかない」と、避難をあきらめた障がい者やご家族が多くいたといいます。確かに、災害時は、地域の人々みんなが被災者です。ですが、だからこそ、お互いに助け合える関係性を日ごろから作っていられるといいですね。

最後に、公助です。こちらは、行政の役割を意味します。  
山形県では、下記の取組みを行い、推進しています。

## 1. 「災害時個別避難計画」県統一様式の策定

令和3年5月、災害対策基本法が改訂され、「避難行動要支援者（※1）」の「個別避難計画（※2）」の作成が市町村の努力義務となりました。これに伴い、県では、令和4年3月「災害時個別避難計画（在宅人工呼吸器使用者用）」の県統一様式を策定し、県内各市町村と共有しています。

また、この「災害時個別避難計画」の作成にあたっては、必要に応じて市町村をバックアップし、計画作成を推進しています。

- ※1 災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援を要する方のこと。
- ※2 避難行動要支援者の避難支援等を実施するための、個別の計画のこと。

## 2. 災害対策用アプリ「バイタルリンク」の活用

災害の発生により停電となった場合に、医療的ケアが必要なお子さんのいるご家族の安否を迅速に確認するために、県では「バイタルリンク」の活用を行っています。

実際に、県内でも最大震度5強を観測した、令和4年3月16日23時36分に発生した福島県沖を震源とする地震の際に、安否確認ツールとして利用しました。

今後は、登録いただいている方々の個人情報に配慮しながら、関係機関との連携を強めるかたちで、活用の幅をより一層広げていければと考えているところです。

アプリについて詳しく知りたい方は、山形県障がい福祉課までお問い合わせください。

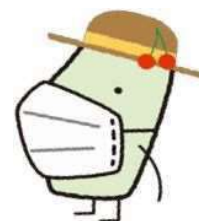
### 災害や緊急時に備えるポイント まとめ

- お子さんのケア用品や医療物品などは、7日分を目安にストックし、スーツケースにまとめてすぐに持ち出せるようにしておく。
- 自宅が被災することを想定し、実家などにもケア用品や医療物品を保管しておく。
- 医療機器の予備バッテリーはフル充電しておく。
- 電気のいらないケア用品（蘇生バッグ、足踏み式吸引器など）を準備しておく。
- 車のガソリンは、常に半分以上入れておく（遠方への移動や電気代わり）。
- 日ごろから、ご近所の方、特に町内会長さんを自ら訪ね、一度顔合わせし、お子さんの状況を知ってもらうなど、いざというときに支援者になってくれる方を増やしておく。
- お住いの市町村と「災害時個別支援計画」を作成する。避難時の援助方法や避難生活に必要な配慮などを情報共有しておく。
- お子さんへの対応情報を記載したメモを、お子さんが常に持ち歩くバックなどに入れておく。

（記載事項の例：お子さんとパパママの名前、緊急連絡先、お子さんの病名と状態、かかりつけ病院の名前とカルテ番号、投薬内容〔薬剤名・量〕、介護内容、医療機器の電気がどれぐらいもつか など。）



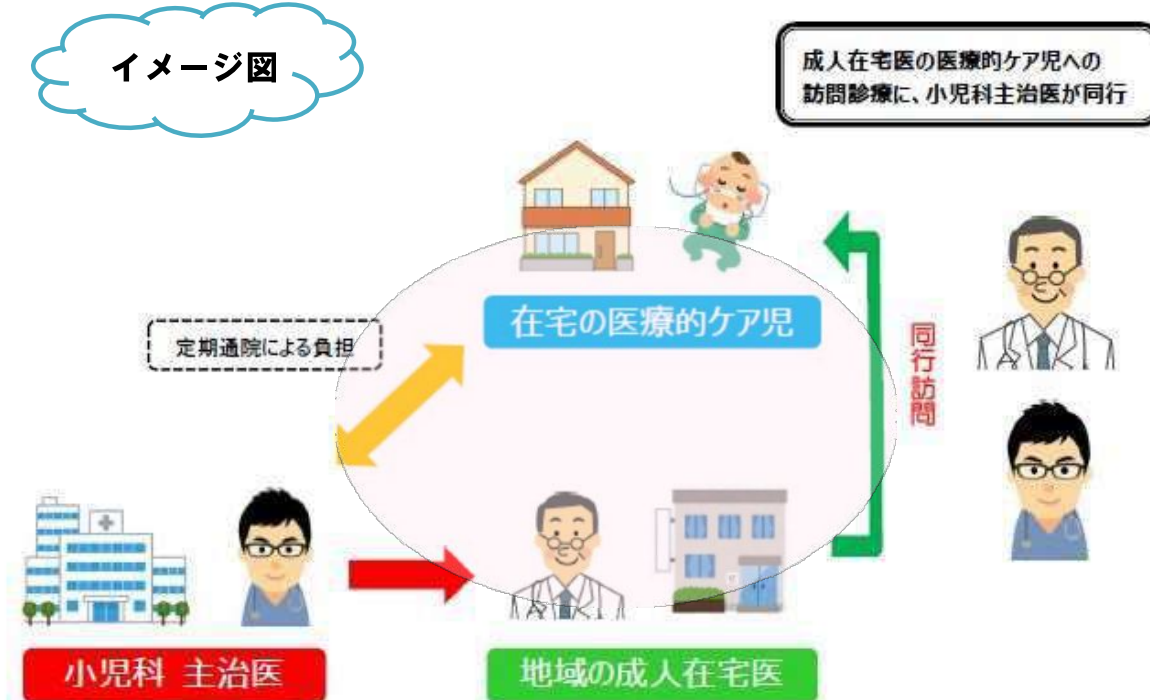
## Ⅶ 県の取組み（令和4年度）



### 1 小児訪問診療医の養成

医療的ケア児の通院負担の軽減のため、病院の小児科主治医が地域の成人在宅医の訪問診療に同行し、成人在宅医が小児医療の知識と経験を積んでいただく同行訪問研修（小児訪問診療医の養成）について、一般社団法人山形県医師会に委託して実施しています。

#### イメージ図



### 2 医療的ケア児等コーディネーター等の養成

医療的ケア児が地域で安心して暮らしていくためには、障がい福祉分野にとどまらず、保健・医療・教育等さまざまな分野における支援が不可欠です。そのため、これらの多分野にわたる支援を総合的に調整する「医療的ケア児等コーディネーター」や、障がい福祉事業所、医療機関及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事できる「医療的ケア児等支援者」の養成を、一般社団法人山形県相談支援専門員協会に委託して実施しています。

（医療的ケア児等コーディネーターの配置機関一覧→P55）



### 3 医療的ケア児に直接処遇する支援者の養成

県内における医療的ケア児への支援は、まだまだ十分とは言えません。そのため、これらの体制の強化を図ることを目的として、医療、看護、福祉及び教育等の各分野において、医療的ケア児に直接支援を行う者等に対して、基礎的な援助実習から緊急時の対応といった広範囲にわたる直接処遇の研修を、山形大学医学部に委託して実施しています。

### 4 医療的ケア児の通院支援

医療的ケア児の家族の通院負担の軽減に向けて、前述の「小児訪問診療医の養成」に取り組んでいますが、県内における小児訪問診療体制を整備するためには時間を要するため、体制整備までの間、「訪問看護師による通院付添い」と「タクシー会社からのドライバー派遣」により、医療的ケア児の通院支援を実施しています。

(通院支援事業の詳細→P39)

### 5 『バイタルリンク』の活用

近年頻発化、激甚化する自然災害への対策として、災害発生時に一斉にご家族の安否確認の連絡を行い、支援を必要とするご家族がいた場合に市町村等と連携して対応を行うことを想定して、医療的ケア児支援アプリ『バイタルリンク』の活用を進めています。

(関連コラム→P52)

### 6 受入事業所整備への支援

この他、国庫補助事業を活用し、医療的ケア児を積極的に受け入れる通所事業所の整備について、支援を行う予定です。





## Ⅷ 連絡先一覧



### 1 医療的ケア児等コーディネーター配置機関一覧

“医療的ケア児等コーディネーター”とは…

医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、各種サービスや支援を総合調整（＝コーディネート）する方のことです。

（令和4年4月現在）

市町村	機関名	住所	電話番号
山形市	山形コロニー相談支援センター	桜田南1-19	023-641-2626
	障害者相談支援事業所いきいきの郷	成安425-2	023-666-6083
寒河江市	西村山地域基幹相談支援センター「かぼちゃ」	大字寒河江字古河江69-1	080-1664-0691
	サポートハウス「かぼちゃ」	大字寒河江字古河江69-1	0237-85-1799
上山市	山形県上山地域相談センター やまがた	金谷字金ヶ瀬1111	023-673-2575
村山市	サポートセンターいぶき	駅西22-1	0237-48-8401
天童市	地域生活支援センター天花	老野森2-10-12	023-673-9730
東根市	相談支援事業所あかり	中央3-3-5	0237-48-7600
尾花沢市	尾花沢市健康増進課	若葉町1-2-3	0237-22-1111
新庄市	最上相談支援事業所	仁間字野際285	0233-23-2172
	指定相談支援事業所 ピース	本町7-31-402	0233-32-0520
舟形町	障がい者相談支援事業所光生園	舟形4733	0233-32-2498
米沢市	相談支援事業所 あずさ	大字三沢26100-14	0238-24-4335
	相談支援事業所 なごみ〜る	門東町2-2-34 カーサCALM1階	0238-26-8346
長井市	相談支援事業所 おきたま	高野町2-3-1	0238-88-5357
南陽市	南陽市すこやか子育て課	三間通436-1	0238-40-1691
高畠町	高畠町基幹相談支援センター	高畠455-7	0238-52-0558
	指定特定相談支援事業所ライフアップ竹とんぼ	金原2514-1	0238-52-0065
白鷹町	白鷹町健康福祉課	大字荒砥488	0238-86-0112
鶴岡市	相談支援センターあおば	宝町18-50	0235-29-1502
	く〜たも相談室	末広町5-22 201 B-3	0235-28-1877
酒田市	光風園相談支援事業所	宮野浦3-21-28	0234-43-0132
	酒田市福祉企画課発達支援係	本町2-2-45	0234-26-6258
庄内町	庄内町保健福祉課	余目字町132-1	0234-43-0818



## 2(1) 市町村窓口一覧



(令和4年4月現在)

地域	市町村名	郵便番号	住 所	電話番号	担当課・担当係
村山地域	山形市	990-8540	山形市旅籠町二丁目3番25号	023-641-1212 (内589・590)	障がい福祉課 障がい福祉第一係
	寒河江市	991-8601	寒河江市中央一丁目9番45号	0237-86-2111	健康福祉課 生活福祉係
	上山市	999-3192	上山市河崎一丁目1-10	023-672-1111	福祉課 障がい福祉係
	村山市	995-8666	村山市中央一丁目3-6	0237-55-2111	保健課 健康指導係
	天童市	994-8510	天童市老野森一丁目1番1号	023-654-1111	社会福祉課 障がい支援係
	東根市	999-3795	東根市中央一丁目5番1号	0237-43-1155	子育て健康課 母子健康係
	尾花沢市	999-4292	尾花沢市若葉町一丁目2-3	0237-22-1111 (内172)	福祉課 生活福祉係
	山辺町	990-0392	東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地	023-667-1107	保健福祉課 福祉係
	中山町	990-0406	中山町大字柳沢2336-1	023-662-2673	健康福祉課 福祉子育て支援グループ
	河北町	999-3511	河北町谷地戊81	0237-73-2117	健康福祉課 社会福祉係
	西川町	990-0702	西川町大字海味543-8	0237-74-3243	健康福祉課 在宅支援係
	朝日町	990-1442	西村山郡朝日町大字宮宿1115	0237-67-2132	健康福祉課 福祉子育て係
	大江町	990-1101	西村山郡大江町大字左沢882-1	0237-62-2285	健康福祉課 福祉係
大石田町	999-4112	北村山郡大石田町緑町1番地	0237-35-2111	保健福祉課 保健医療グループ	
最上地域	新庄市	996-8501	新庄市沖の町10番37号	0233-22-2111 (内546・548)	成人福祉課 障がい福祉推進室
	金山町	999-5402	金山町大字金山324-1	0233-52-2111	健康福祉課 福祉係
	最上町	999-6101	最上町大字向町43-1	0233-43-3117	健康福祉課 地域包括支援室
	舟形町	999-4601	舟形町舟形263	0233-32-0655	健康福祉課 福祉係
	真室川町	999-5312	真室川町大字新町469番1	0233-62-3436	福祉課 福祉係
	大蔵村	996-0212	大蔵村大字清水2528	0233-22-2111	健康福祉課 福祉係
	鮭川村	999-5292	鮭川村大字佐渡2003番の7	0233-55-2111	健康福祉課 健康推進係
	戸沢村	999-6401	戸沢村大字古口270	0233-72-2364	健康福祉課 福祉係
置賜地域	米沢市	992-8501	米沢市金池五丁目2-25	0238-22-5111	社会福祉課 障がい者支援室
	長井市	993-8601	長井市栄町1番1号	0238-82-8011	福祉あんしん課 生活支援係
	南陽市	999-2292	南陽市三間通436-1	0238-40-1691	すこやか子育て課 すこやか係
	高島町	992-0392	高島町大字高島436	0238-52-4473	福祉こども課 障がい者福祉係
	川西町	999-0193	川西町大字上小松977番地1	0238-42-6635	福祉介護課 福祉グループ
	小国町	999-1356	小国町大字あけぼの一丁目1番地	0238-61-1000	健康福祉課 福祉担当
	白鷹町	992-0831	白鷹町大字荒砥甲488番地	0238-86-0111	健康福祉課 福祉係
	飯豊町	999-0604	飯豊町大字椿3654番地1	0238-86-2233	健康福祉課 福祉室
庄内地域	鶴岡市	997-8601	鶴岡市馬場町9-25	0235-35-1273	福祉課 障害福祉係
	酒田市	998-8540	酒田市本町二丁目2-45	0234-26-6258	福祉企画課 発達支援係
	三川町	997-1301	三川町大字横山字西田85	0235-35-7030	健康福祉課 福祉係
	庄内町	999-7781	庄内町余目字町132番地1	0234-42-0149	保健福祉課 福祉係
	遊佐町	999-8301	遊佐町遊佐町字舞鶴202	0234-72-5884	健康福祉課 福祉係



## 2(2) 市町村における各種制度 実施状況一覧



記号の説明…… ○：実施している ×：実施していない △：予算等の条件が整えば実施  
★：実施しているが、医療的ケア児は別途要件（手帳の等級等）を満たせば利用可能

（令和4年4月現在）

地域	市町村名	市町村独自の事業					医療的ケアを要する子どもを対象とした「訪問入浴」	備考
		在宅重度心身障がい児への手当	紙おむつの支給	車椅子の貸出	重度心身障がい者介護用車両改造費助成	福祉タクシーの利用助成		
村山地域	山形市	★	★	○	★	★	★	
	寒河江市	★	★	×	★	★	★	
	上山市	★	★	×	★	★	★	
	村山市	×	★	×	★	★	★	
	天童市	★	★	×	★	★	×	
	東根市	★	★	× (※)	★	★	★	※東根市社会福祉協議会で大人用のみ実施
	尾花沢市	×	★	×	★	★	×	
	山辺町	×	○ (※1)	○ (※2)	×	★	△	※1 身体障害者手帳の有無が対象要件。医療的ケア児を要件としていない。 ※2 山辺町社会福祉協議会で大人用のみ実施
	中山町	×	★	★	×	★	×	
	河北町	×	★	× (※)	★	★	×	※河北町社会福祉協議会で実施
	西川町	×	○	×	×	○	×	
	朝日町	×	★	×	△	★	×	
	大江町	★	★	★	★	★	★ (※)	※医師からの意見書（入浴の可否）及び事業者との調整等が別途必要
大石田町	×	○	×	★	★	★		
最上地域	新庄市	×	★	★	★	★	×	
	金山町	×	○	×	○	★	×	
	最上町	×	○	×	×	★	×	
	舟形町	×	○	× (※)	★	★	×	※舟形町社会福祉協議会で大人用のみ実施
	真室川町	★	○	×	×	★	×	
	大蔵村	×	×	×	×	×	×	
	鮭川村	×	★	×	★	×	×	
	戸沢村	×	★	× (※)	×	×	×	※戸沢村社会福祉協議会で大人用のみ実施
置賜地域	米沢市	★	★	★	★	★	★	
	長井市	×	★	×	★	★	★	
	南陽市	★	★	○	★	★	○	
	高畠町	×	★	×	★	★	★	
	川西町	×	★	×	×	★	×	
	小国町	△	△	×	△	×	×	
	白鷹町	×	★	×	★	★	★	
	飯豊町	×	★	× (※)	★	★	×	※飯豊町社会福祉協議会で大人用のみ実施
庄内地域	鶴岡市	×	★	×	★	★	★	
	酒田市	×	★ (※)	×	★	★ (※)	★	※障害者手帳所持児に紙おむつ等購入費やタクシー運賃・ガソリン給油代などに利用できる年間18,000円分の利用券を支給
	三川町	★	★	×	★	★	×	
	庄内町	○	○	×	○	○	×	
	遊佐町	×	★	×	★	★	×	

具体的な実施内容については市町村によって異なりますので、詳細についてはお住まいの市町村にお問い合わせ願います。  
また、事業の名称に関しても異なる場合があります。

### 3 市・県福祉事務所一覧



生活保護、児童福祉、ひとり親家庭の支援などの相談窓口です。

地域	相談窓口	連絡先	所管地域
村山地域	山形市福祉事務所	〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25 ☎(代表) 023-641-1212	山形市
	寒河江市福祉事務所	〒991-0021 寒河江市中央2-2-1 ☎(代表) 0237-86-2111	寒河江市
	上山市福祉事務所	〒999-3192 上山市河崎1-1-10 ☎(代表) 023-672-1111	上山市
	村山市福祉事務所	〒995-8666 村山市中央1-3-6 ☎(代表) 0237-55-2111	村山市
	天童市福祉事務所	〒994-8501 天童市老野森1-1-1 ☎(代表) 023-654-1111	天童市
	東根市福祉事務所	〒999-3795 東根市中央1-1-1 ☎(代表) 0237-42-1111	東根市
	尾花沢市福祉事務所	〒999-4292 尾花沢市若葉町1-2-3 ☎(代表) 0237-22-1111	尾花沢市
	山形県村山総合支庁 西村山地域振興局 生活福祉課	〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西355 ☎0237-86-8212	山辺町、中山町、河北町、 西川町、朝日町、大江町、 大石田町
最上地域	新庄市福祉事務所	〒996-8501 新庄市沖の町10-37 ☎(代表) 0233-22-2111	新庄市
	山形県最上総合支庁 地域健康福祉課	〒996-0002 新庄市大字金沢大道上2034 ☎0233-29-1278	金山町、最上町、舟形町、 真室川町、大蔵村、鮭川村、 戸沢村
置賜地域	米沢市福祉事務所	〒992-8501 米沢市金池5-2-25 ☎(代表) 0238-22-5111	米沢市
	長井市福祉事務所	〒993-8601 長井市栄町1-1 ☎(代表) 0238-84-2111	長井市
	南陽市福祉事務所	〒999-2292 南陽市三間通436-1 ☎(代表) 0238-40-3211	南陽市
	山形県置賜総合支庁 地域保健福祉課	〒992-0012 米沢市金池7-1-50 ☎0238-26-6030	高畠町、川西町、小国町、 白鷹町、飯豊町
庄内地域	鶴岡市福祉事務所	〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25 ☎(代表) 0235-25-2111	鶴岡市
	酒田市福祉事務所	〒998-8540 酒田市本町2-2-45 ☎(代表) 0234-22-5111	酒田市
	山形県庄内総合支庁 地域保健福祉課	〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1 ☎0235-66-5463	三川町、庄内町、遊佐町

## 4 関係機関一覧



相談窓口	連絡先
山形県身体障がい者更生相談所	〒990-0031 山形市十日町1-6-6 ☎023-627-1197
山形県中央児童相談所	〒990-0031 山形市十日町1-6-6 ☎023-627-1195
山形県庄内児童相談所	〒997-0013 鶴岡市道形町49-6 ☎(代表)0235-22-0790
山形県村山総合支庁子ども家庭支援課 (山形県村山保健所)	〒990-0031 山形市十日町1-6-6 ☎023-627-1203
山形県最上総合支庁子ども家庭支援課 (山形県最上保健所)	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 ☎0233-29-1361
山形県置賜総合支庁子ども家庭支援課 (山形県置賜保健所)	〒992-0012 米沢市金池7-1-50 ☎0238-22-3205
山形県庄内総合支庁子ども家庭支援課 (山形県庄内保健所)	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 ☎0235-66-5674
山形市保健所 母子保健課	〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル ☎023-647-2280
山形県難病相談支援センター	〒990-0021 山形市小白川町2-3-30(県小白川庁舎) ☎023-631-6061 (→ 詳細な内容はP45)
山形県医療的ケア児等支援センター	〒990-9585 山形市飯田西2-2-2 (山形大学医学部附属病院 地域医療連携センター内) ☎023-628-5533 (→ 詳細な内容はP46)

## 5 訪問看護ステーション(訪問看護事業所)一覧

訪問看護事業所は86か所ありますが、医療的ケア児等の小児に対応できるのは、サテライトを含め、以下のとおり40か所です。

(令和4年4月現在)

地域	No.	事業所名	住所	電話番号	FAX番号	備考
村山地域	1	いちまる訪問看護ステーション	山形市若宮二丁目17-1	023-664-3166	023-664-3177	
	2	ウィル訪問看護ステーション山形	山形市成沢西一丁目10-2 ハルティール成沢103号室	023-666-8207	023-666-8208	
	3	済生会山形訪問看護ステーション	山形市沖町79-1	023-682-0135	023-682-0136	
	4	在宅リハビリ看護ステーションつばさ	山形市青田南6番13号	023-627-7011	023-627-7012	
	5	在宅リハビリ看護ステーションつばさ北町サテライト	山形市北町2-6-6	023-615-8610	023-615-8611	
	6	訪問看護ステーション心意気	山形市馬見ヶ崎一丁目13-20	023-664-0660	023-664-0661	
	7	訪問看護ステーションやまがた	山形市松栄一丁目5-63	023-685-8061	023-685-8062	
	8	訪問看護ステーションライズ	山形市松原300-51	023-666-8211	023-666-8243	
	9	萬屋薬局訪問看護ステーション松の実	山形市七日町一丁目2番35号	023-676-7770	023-676-7772	
	10	寒河江市西村山郡訪問看護ステーション	寒河江市中央二丁目2番1号 (ハートフルセンター内)	0237-83-3222	0237-83-3202	
	11	訪問看護ステーション心意気寒河江サテライト	寒河江市寒河江字塩水109-2 エポックV	0237-84-1732	0237-84-1756	
	12	訪問看護つつじ	寒河江市寒河江字塩水6-1	0237-85-1326	0237-85-1327	
	13	訪問看護ステーションむらやま	村山市楯岡俵町20-16	0237-55-3730	0237-55-3731	
	14	在宅リハビリ看護ステーションつばさ大童サテライト	天童市田鶴町三丁目4-37	023-656-8561	023-656-8562	
	15	訪問看護ステーションまいづる	天童市南小畑二丁目2番21号	023-651-2206	023-651-2209	
最上地域	16	新庄徳洲会訪問看護ステーション	新庄市大字鳥越字駒場4623	0233-29-4607	0233-29-4607	要相談
	17	訪問看護ステーションあたしん家	新庄市住吉町1051-2	0233-29-3871	0233-29-3872	
	18	訪問看護ステーションアークス新庄	新庄市金沢1964番地1	0233-77-4418	0233-77-4418	
	19	訪問看護ステーション新庄	新庄市金沢 1835-82 ユニオン新庄ビル201	0233-28-7330	0233-28-7331	
	20	訪問看護ステーション新庄サテライトまわる川	最上郡真室川町大字新町469-1	0233-29-8433	0233-29-8434	
置賜地域	21	医療法人舟山病院米沢訪問看護ステーション	米沢市駅前二丁目4番8号	0238-23-4012	0238-23-4039	要相談
	22	在宅リハビリ看護ステーションつばさ米沢サテライト	米沢市花沢町2823-3	0238-26-1277	0238-26-1278	要相談
	23	三友堂訪問看護ステーション	米沢市大字塩野2755-3	0238-21-8125	0238-21-8127	
	24	ぬくもり訪問看護ステーション	米沢市松が岬二丁目6番16号	0238-26-1632	0238-21-7650	
	25	訪問看護ステーションきらり	米沢市金池七丁目5番21号	0238-40-1885	0238-40-1886	
	26	米沢市立病院訪問看護ステーションつむぎ	米沢市相生町6-36	0238-22-2610	0238-22-2624	
	27	長井市訪問看護ステーション	長井市屋城町2番1号 (公立置賜長井病院内)	0238-82-8010	0238-87-1131	
	28	訪問看護ステーションさくら	長井市平山2782番地	0238-87-1119	0238-87-1190	
	29	訪問看護ステーションライズおきたま	長井市緑町2-38 アライハイツ102	0238-88-5877	0238-88-5877	
	30	南陽訪問看護ステーション	南陽市榎塚1180-2	0238-40-3007	0238-43-8322	
	31	高畠町訪問看護ステーション	東置賜郡高畠町大字高畠379-1	0238-52-4605	0238-52-5052	
庄内地域	32	いのちの華訪問看護ステーション	鶴岡市城北町1-26	0235-25-3203	0235-25-3203	
	33	訪問看護ステーションとるて	鶴岡市みどり町21-29	0235-64-8785	0235-64-8786	
	34	訪問看護ステーションハローナース	鶴岡市馬場町1番34号	0235-25-3055	0235-25-3056	
	35	訪問看護ステーションやまごや	鶴岡市末広町5番22-201号 マリカ西館2階A-3	0235-29-2117	050-3852-1225	
	36	訪問看護ステーションスワン	酒田市中町三丁目5-23	0234-21-7345	0234-21-7346	
	37	訪問看護ステーションらいふ	酒田市こがね町二丁目23-3	0234-43-1888	0234-26-5788	
	38	訪問看護ステーションやわた	酒田市小泉字前田37番地	0234-64-4585	0234-64-4585	
	39	訪問看護リハビリステーション アシュダンテ酒田サテライト	酒田市錦町五丁目32-61-B	0234-25-1177	0234-25-1188	
	40	訪問看護ステーションにこ	東田川郡三川町大字青山字 外川原234-1	0235-77-1025	0235-77-9025	

出典：公益社団法人山形県看護協会 ホームページ

## 6 訪問系サービス提供事業所一覧



山形市と県で指定している訪問系サービス提供事業所（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）は119か所（休止中を除く）ありますが、医療的ケア児等に対応できるかは、各事業所にお問い合わせください。  
(令和4年4月現在)

地域	No.	事業所名	住所	電話番号	FAX番号	備考
山形市	1	ニチイケアセンター山形	山形市上町三丁目12-6	023-647-1951	023-647-1954	
	2	ニチイケアセンター山形中央	山形市城西町四丁目18番30号	023-647-7366	023-647-6533	
	3	ニチイケアセンター山形五十鈴	山形市五十鈴二丁目2-68	023-626-4455	023-626-4521	
	4	山形市社会福祉協議会居宅介護事業所	山形市城西町2丁目2番22号	023-645-9231	023-647-9751	※
	5	わたげの会訪問介護事業所	山形市上町1丁目9番17号	023-644-4875	023-644-4875	
	6	エッセンシャルケアセンター	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221	023-679-4235	※
	7	向陽園ホームヘルプステーション心音	山形市深町二丁目2番22号	023-646-9177	023-647-7267	
	8	第2エッセンシャルケアセンター	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221	023-679-4235	※
	9	せんじゅ在宅サービス	山形市深町一丁目2番5号	023-673-0512	023-673-0513	※
	10	アースサポート山形	山形市吉原一丁目11番13号	023-645-7311	023-645-7322	※
	11	くつろ木吉の原訪問介護事業所	山形市若宮四丁目1-1	023-646-0772	023-646-0782	
	12	愛・訪問介護ステーション山形	山形市春日町5番15号	023-647-5553	023-647-5563	
	13	SOMPOケア山形桜田 訪問介護	山形市桜田西四丁目17番1号 桜田悠々館2階D号室	023-629-8351	023-629-8352	
	14	SOMPOケア山形あかねヶ丘 訪問介護	山形市あかねヶ丘一丁目2番33号 結城貸店舗2階	023-647-6540	023-646-2270	※
	15	セントケア山形	山形市十日町三丁目6番43号 ハウユウキャピタル1F	023-615-1014	023-631-1023	※
	16	訪問介護こころ	山形市山家町二丁目7番17号	023-687-1882	023-687-1892	※
	17	医心館訪問介護ステーション 山形	山形市馬見ヶ崎一丁目10番25号	023-666-5380	023-666-5381	
	18	ニチイケアセンター江俣	山形市江俣四丁目20番17号 サンセットアベニュー1階101号室	023-616-6558	023-616-6559	
	19	ニチイケアセンターみなみはら	山形市南原町一丁目18番1号 コーポ青柳102号室	023-627-6233	023-635-2251	
	20	訪問介護ステーション えがお	山形市宮町一丁目7番1号	023-664-0775	023-664-0776	※
	21	ホームケア土屋 山形	山形市吉原一丁目10番10号	050-3138-5872	050-3457-9107	※
	22	あすなろ訪問介護事業所	山形市泉町17番30号	023-664-3914	023-664-3915	
	23	医心館訪問介護ステーション 山形Ⅱ	山形市南栄町二丁目14番2号	023-664-2062	023-664-2063	
	24	訪問介護アイラ	山形市小立四丁目20番3号アル ファA101号室	023-666-4943	023-666-4944	※
村山地域	25	さがえ西村山農業協同組合	寒河江市大字寒河江字久保2番地	0237-86-8165	0237-86-0633	
	26	寒河江市社会福祉協議会指定 居宅介護事業所	寒河江市中央二丁目2番1号	0237-83-3207	0237-83-3221	※
	27	ニチイケアセンターさがえ	寒河江市寒河江字横道13番1号	0237-83-3023	0237-85-7623	
	28	みずき介護サービス	寒河江市西根北町3番12号	0237-85-0763	0237-85-0764	※



## (居宅介護事業所一覧の続き)

地域	No.	事業所名	住所	電話番号	FAX番号	備考
村山地域	29	居宅介護つつじ	寒河江市寒河江字塩水6番地の1	0237-85-1326	0237-85-1327	
	30	ニチイケアセンター西さがえ	寒河江市寒河江字鶴田10-2	0237-83-1077	0237-86-8807	
	31	上山市社会福祉協議会指定障害者居宅介護支援事業所	上山市南町4番5-12号	023-677-1570	023-695-5096	
	32	SOMPOケア上山 訪問介護	上山市石曽根37	023-677-0097	023-677-0098	
	33	村山市社会福祉協議会居宅介護事業所	村山市中央一丁目5番24号	0237-52-0322	0237-55-7470	
	34	ニチイケアセンター村山	村山市楯岡五日町16-15	0237-52-0231	0237-52-0234	
	35	訪問介護こでまりの会	村山市駅西18番23号バーンアネックスC	0237-55-8555	0237-55-8556	※
	36	ニチイケアセンター天童	天童市中里七目4番5号	023-658-4467	023-658-4488	
	37	天童市訪問介護サービス事業所	天童市老野森二丁目6番3号	023-658-7350	023-654-5166	※
	38	清幸園ヘルパーステーション	天童市大清水491番地の1	023-651-3325	023-652-3251	
	39	特定非営利活動法人福祉グループ コアラやまがた県央	天童市東本町三丁目2番45号	023-651-8038	023-664-0032	
	40	SOMPOケア天童 訪問介護	天童市老野森二丁目7番1号 熊沢テナント1号	023-658-7422	023-651-8522	※
	41	ニチイケアセンター東根	東根市神町東一丁目17-30	0237-49-1551	0237-49-1552	
	42	社会福祉法人東根市社会福祉協議会 居宅介護事業所	東根市中央一丁目3番5号	0237-53-8211	0237-42-1350	
	43	にこにこヘルパーステーション	東根市温泉町2丁目1番19号	0237-41-1125	0237-41-1124	※
	44	ニチイケアセンター東根北	東根市小林一丁目4番1号 1Cパレス一階A号室	0237-48-6456	0237-48-6457	
	45	訪問介護ステーション なごみ	東根市中央四丁目2番5号 グレースフルシティB212	0237-48-9690	0237-48-9691	
	46	尾花沢市社協居宅介護事業所	尾花沢市新町3-2-5	0237-22-1092	0237-23-2419	
	47	社会福祉法人河北町社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	西村山郡河北町谷地甲2325番地の2	0237-72-7800	0237-72-2941	※
48	ケアハイツ西川指定居宅介護事業所	西村山郡西川町海味548番地	0237-74-4065	0237-74-4085		
49	社会福祉法人朝日町社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	西村山郡朝日町宮宿1115番地	0237-67-2465	0237-67-2464		
最上地域	50	もみの木訪問介護事業所	新庄市五日町字宮内240番地2	0233-22-5790	0233-22-0820	
	51	ケアワーク新庄	新庄市上金沢町9番37号	0233-28-8115	0233-23-0638	※
	52	ニチイケアセンター若葉	新庄市若葉町24番19号 スプレム21-1階	0233-28-0050	0233-22-1134	
	53	新庄地域福祉事業所ヘルパーステーションさんのほり	新庄市大字鳥越1013-37	0233-28-9371	0233-28-9372	
	54	カイセイ居宅介護事業所	新庄市末広町7-4	0233-29-2912	0233-29-2912	
	55	どんぐり	新庄市本町6番11号	0233-29-4556	0233-29-5200	
	56	訪問介護事業所・のぞみ	新庄市金沢2575番地	0233-23-5071	0233-29-6381	
	57	SOMPOケア新庄金沢 訪問介護	新庄市金沢1863-1	0233-28-8266	0233-28-8267	
	58	訪問介護支援事業所「グリーン」	最上郡最上町大字向町43番地の1	0233-43-3180	0233-43-3119	
	59	訪問介護事業所えんじゅ	最上郡舟形町長者原1712番地1	0233-32-3550	0233-32-3552	

(居宅介護事業所一覧の続き)

地域	No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX番号	備考
最上地域	60	障害者ホームヘルプステーション「ゆうゆう」	最上郡真室川町大字新町469番5	0233-62-3431	0233-62-3432	
	61	ホームヘルプサービスひまわり	最上郡戸沢村大字蔵岡字野中沢前山2759番地	0233-34-7011	0233-72-3022	
置賜地域	62	ニチイケアセンター米沢	米沢市金池五丁目13番21号	0238-26-5222	0238-26-5505	
	63	ニチイケアセンター西米沢	米沢市成島町二丁目1番110-16号	0238-37-0725	0238-37-0732	
	64	万世園福祉サービス事業所	米沢市万世町梓山5496番地の12	0238-28-1455	0238-28-1458	
	65	ヴィーヴル21	米沢市門東町2丁目7-21 チャームリー上杉公園1階	0238-37-0760	0238-37-0761	
	66	ケアセンターなごみ	米沢市泉町二丁目1番6号	0238-38-7030	0238-38-7031	
	67	さんゆう障害者居宅介護サービス	米沢市万世町桑山4660番地	0238-29-0106	0238-29-0125	
	68	ヘルプステーションカルム	米沢市東大通一丁目2番34号2	0238-37-1730	0238-37-1731	
	69	訪問介護ステーション花はな	米沢市城南一丁目5番2号	0238-49-7676	0238-49-7676	
	70	ケアセンターマロニエ	米沢市徳町210番地の1	0238-40-0896	0238-40-0897	
	71	るりいろ	米沢市万世町桑山4461番地	0238-40-0330	0238-40-0380	
	72	ケアセンターてらす	米沢市窪田町窪田1435番地の13	0238-27-8695	0238-27-8696	
	73	ニチイケアセンター米沢大町	米沢市大町二丁目3番57号 メゾン・ライゼ105号室	0238-27-1241	0238-27-1242	
	74	ツクイ米沢金池 介護	米沢市金池5丁目4番5号	0238-26-7301	0238-26-7302	
	75	ライフサポート杏の里	長井市成田1888番地1	0238-87-8008	0238-83-1211	
	76	長井市社会福祉協議会障害者等 指定居宅介護事業所	長井市館町北6番19号	0238-88-3711	0238-88-3712	
	77	ケアサービスさくら	長井市平山2782	0238-84-5050	0238-84-8071	
	78	南陽市社会福祉協議会訪問介護事業所	南陽市赤湯215番地の2	0238-43-6635	0238-43-3161	
	79	障がい者居宅介護サービスセンター 南陽の里	南陽市宮内1204番地の3	0238-59-1030	0238-59-1031	※
	80	公徳会ほのぼのケアサービスヘルパー ステーション	南陽市櫛塚948-1	0238-40-0472	0238-40-0377	※
	81	高畠ふれあいケアセンター	東置賜郡高畠町大字高畠454番地4	0238-51-1055	0238-51-1056	※
82	株式会社はな訪問介護事業所	東置賜郡高畠町深沼1817番地の1	0238-51-1287	0238-51-1285		
83	指定居宅介護事業所すまいるはーと	東置賜郡高畠町大字馬頭1035番地	0238-40-8212	0238-40-0118		
84	社会福祉法人川西町社会福祉協議会 居宅介護事業所	東置賜郡川西町大字上小松2918番地の2	0238-46-5500	0238-46-3040		
85	白鷹町社会福祉協議会障害福祉 サービス事業所	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲488番地	0238-86-0150	0238-86-0155	※	
86	訪問介護ステーション福祉の里めざみ	西置賜郡飯豊町大字椿3642番地	0238-72-3353	0238-72-3532		
庄内地域	87	すずらん・ケア有限会社	鶴岡市日出一丁目3番31号	0235-24-7557	0235-24-8107	
	88	ホームヘルプ温寿荘	鶴岡市楨代丁53番地1	0235-43-2182	0235-43-2381	
	89	指定訪問ヘルプサービスふじの花荘	鶴岡市藤の花一丁目18番地1	0235-64-5880	0235-64-5884	
	90	障がい者居宅介護事業所かみじ荘	鶴岡市羽黒町手向薬師沢198番地の3	0235-62-2007	0235-62-4815	
	91	ホームヘルパーセンターともえ	鶴岡市北茅原町17番1号	0235-35-0913	0235-35-0901	

## (居宅介護事業所一覧の続き)

地域	No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX番号	備考
庄内地域	92	精神障害者居宅介護事業所翔	鶴岡市美咲町26番1号	0235-29-7088	0235-29-7073	
	93	ヘルパーステーションそよ風の森	鶴岡市下川字龍花崎41番1035号	0235-68-5860	0235-68-5870	
	94	二チイケアセンター鶴岡	鶴岡市若葉町23番38号	0235-29-6889	0235-29-4120	
	95	二チイケアセンター鶴岡みさき	鶴岡市美咲町7番16号	0235-29-0305	0235-29-0308	
	96	健楽園ホームヘルパーセンター	鶴岡市美原町3番7号	0235-25-3047	0235-25-0797	※
	97	鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所	鶴岡市西新斎町14番26号	0235-64-0301	0235-29-1781	※
	98	ヘルパーステーション しんわかい	鶴岡市みどり町22番43-2号	0235-64-0777	0235-22-0343	
	99	庄内たがわ農業協同組合	鶴岡市長沼字宮前23番1	0235-33-8165	0235-33-8166	
	100	二チイケアセンター桜新町	鶴岡市桜新町12番12号	0235-28-1810	0235-29-2322	
	101	二チイケアセンター宝田	鶴岡市宝田三丁目10番45号	0235-33-8527	0235-33-8528	
	102	みつたま訪問介護事業所	鶴岡市大西町19番14号	0235-23-7208	0235-64-8395	
	103	二チイケアセンター酒田みすほ	酒田市亀ヶ崎3丁目5番地55号	0234-21-8920	0234-21-8923	
	104	酒田市社会福祉協議会指定 居宅介護事業所	酒田市新橋二丁目1番地の19	0234-23-5765	0234-24-6299	
	105	みすみ指定障害者訪問介護事業所	酒田市榑橋大柳1番地16	0234-52-3470	0234-52-3471	
	106	ヘルパーステーションあらた	酒田市北新町一丁目1番43号	0234-26-4172	0234-25-8385	
	107	二チイケアセンター酒田	酒田市中町1丁目13番15号 本立ビル1F	0234-21-4801	0234-21-4803	
	108	二チイケアセンターこあら	酒田市こあら二丁目5番地2号	0234-21-8581	0234-21-0118	
	109	二チイケアセンター東泉	酒田市東泉町五丁目8番地10号	0234-21-7311	0234-21-7316	
	110	いきいき介護すずらん	酒田市長安町三丁目7番12	0234-35-8355	0234-35-8356	
	111	シェ・モワ訪問介護サービス	酒田市緑町13番38号	0234-25-8058	0234-22-1408	
112	アースサポート酒田	酒田市若原町5番2	0234-26-9900	0234-26-9911		
113	かすみそう	酒田市宮海字村東14番地の2	0234-31-7745	0234-31-7744		
114	二チイケアセンターゆするべ	酒田市遊摺部字村立5番地の1フィール ファイン酒田A203号室	0234-21-9012	0234-23-6755		
115	二チイケアセンターあすか	酒田市飛鳥字中島3番地の18	0234-61-7060	0234-52-3110		
116	障害者指定居宅介護事業所なの花荘	東田川郡三川町横山城下228番9	0235-33-8896	0235-33-8897		
117	介護センターほほえみ	東田川郡庄内町字大塚1番地2	0234-45-0585	0234-42-1636		
118	二チイケアセンターあまるめ	東田川郡庄内町余目字上梵天塚90番地2 シューハイム103号室	0234-25-0215	0234-25-0216		
119	社会福祉法人遊佐町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	飽海郡遊佐町遊佐字田子1番地	0234-72-4715	0234-72-4713		

(※) 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の認定を受けている事業所

…社会福祉士及び介護福祉士に基づき、たんの吸引等が必要な特定の方に行うことができるよう、所定の研修(省令別表第三号研修)を受けた従事者がいる事業所です。

# 7 通所サービス事業所・短期入所事業所一覧

## ○児童発達支援センター

○ 障害福祉サービスを利用するには → P25  
 ○ 山形県立こども医療療育センターの詳しい情報 → P42~44



(令和4年4月現在)

No.	事業所名	住所	電話番号	受入可能時間	提供可能な医療的ケアの内容 (○:受け入れ可能、△:相談があれば検討)						その他
					経管栄養	たん吸引	人工呼吸器管理	気管切開別管理	在宅酸素療法	導尿	
1	山形県立こども医療療育センター 医療型児童発達支援センター	上山市河崎三丁目 7番1号	023-673-3366	平日 9:30~16:00	△	△	△	△	△	△	※親子通園時はご家族が医療的ケアを行つたため、受け入れ可能 ※単独通園時は検討の上、受け入れ可能な場合実施
2	児童発達支援センターあゆむ	山形県長井市清水町 1丁目 8番1号	0238-87-8888	平日 9:00~15:00	○	○	△	△	-	△	※利用者のニーズに合わせ、検討の上実施
3	酒田市はまなし学園	酒田市住吉町10-24	0234-33-3283	平日 8:30~17:15	○	○	-	○	○	○	インスリン注射、 インスリンポンプ管理

## ○児童発達支援・放課後等デイサービス



(令和4年4月現在)

No.	児童発達支援	放課後等 デイサービス	事業所名	住所	電話番号	受入可能時間	提供可能な医療的ケアの内容 (○:受け入れ可能、△:相談があれば検討)						主な職種	
							経管栄養	たん吸引	人工呼吸器管理	気管切開部管理	在宅酸素療法	導尿		
1	○	○	ことばのテイルーム 奏	山形市古原3-1-5	023-673-9681	平日・祝日: 9:00~17:30 (月・火・水・金・土・日・祝日) 放デイ: 月・水・金・日	○	○	○	○	○	○	○	児発管、看護職員、作業療法士、保育士、児童指導員、その他職員
2	○	○	まなびのへやバンビーナ 古原	山形市若宮4-5- 11	023-664-1735	平日・土曜日・祝日: 9:00~17:30	○	○	○	○	○	○	○	児発管、看護職員、児童指導員、保育士、言語聴覚士、理学療法士
3	○	○	まなびのへやバンビーナ 松原	山形市松原800-5	023-674-6105	平日: 13:00~18:00 土曜日・祝日: 8:00~18:00	○	○	○	○	○	○	○	児発管、看護職員、児童指導員、保育士、言語聴覚士、理学療法士
4	○	○	セカンドハウス彩祐祐 嶋南の家	山形市嶋南三丁目4- 3	023-665-0307	平日・土曜日: 8:00~20:00	○	○	△	○	○	○	○	児発管、看護職員、理学療法士、作業療法士、児童指導員、保育士
5	○	○	ほけっとびーすの森 のひのび保育園 ほけっとびーすの森 のひのびクラブ	寒河江市山岸町 4番13号	0237-87-9735	児発: 平日10:00~16:00 (土日祝日休み) 放デイ: 平日 14:00~17:00 土曜・休業日 10:00~17:00 (祝日休み)	○	○	○	○	○	○	○	児発管、保育士、看護職員、児童指導員
6	○	○	多機能型支援ステーション 童夢「あじさいの丘」	上山市長清水2丁目 5番16号	023-616-5121	平日14:00~17:30 土曜祝祭日9:30~15:30	○	○	△	○	○	○	○	児発管、看護師、保育士、児童指導員、機能訓練担当職員

(児童発達支援・放課後等デイサービス つづき)

No.	児童発達支援	放課後等デイサービス	事業所名	住所	電話番号	受入可能時間	提供可能な医療的ケアの内容 (○：受け入れ可能、△：相談があれば検討)						主な職種
							経管栄養	たん吸引	人工呼吸器管理	気管切開部管理	在宅酸素療法	導尿	
7	○	○	放課後等デイサービス 事業所 つほみ	天童市矢野目 2215番地2	023-665-0601	平日：13:00～17:00 学校休業日：9:00～16:00 (土・日・祝祭日はお休み)	○	○	△	△	△	○	児童菅、児童指導員、保育士
8	○	○	ピースひがしね	東根市中央西 3番5号 東根福祉プラザ	0237-53-0154	児発：平日9:00～17:00 放デイ：授業日14:00～17:00 休業日9:00～17:00 (日曜休)	○	○	△	○	△	○	児発菅、看護職員、 保育士、児童指導員、 管理栄養士、 栄養士、調理師
9	○	○	くれよんはうす	新庄市大字鳥越 483番地6	0233-23-6681	平日：13:00～18:00 土・長期休業：8:00～17:00	○	○	-	-	-	-	児発菅、児童指導員、 訪問看護師 保育士、
10	○	○	オープンハウス こんべいとう	新庄市住吉町1番 12号	0233-29-2301	児発：平日・土・祝9:30～18:00 放デイ：平日13:00～18:00 土・祝9:30～18:00	○	○	○	○	○	○	児発菅、看護職員、 介護職員
11	○	○	放課後等デイサービス あおいそら	米沢市林泉寺2丁目 10-21	0238-26-1170	平日・土曜日・祝日、 9:00～17:00	○	○	○	○	○	○	児発菅、看護職員、 機能訓練担当職員、 保育士、 児童指導員
12	○	○	Relはーとひいす	米沢市広幡町成島 1027番地	0238-20-4760	児発：平日9:00～17:00 放デイ： ①平日学校終了後14:00～17:00 ②平日学校休業日9:00～17:00	○	○	○	○	○	○	児発菅、看護職員、 理学療法士、 児童指導員 (社会福祉士)
13	○	○	ゆうあいきらぶ	南陽市宮内 1204番地の3	0238-27-0067	児発：平日9:30～13:00 放デイ：平日14:00～17:30	○	○	△	○	△	○	児発菅、看護職員、 児童指導員、 保育士
14	○	○	まなびのへやバンビーナ 南陽	南陽市郡山 1054番地の10	0238-27-8801	児発：平日・祝日 9:00～17:30 放デイ：学校終了後 13:00～17:30 学校休業日 9:00～17:30 祝日 9:00～17:30	○	○	○	○	○	○	児発菅、看護職員、 言語聴覚士、 理学療法士、 保育士、 児童指導員、 社会福祉士、 介護福祉士
15	○	○	鶴岡市立おおば学園	鶴岡市宝町18番 50号	0235-29-1502	平日：8:00～16:00	○	○	-	-	-	○	児発菅、看護職員、 作業療法士、 保育士
16	○	○	障害者支援ホーム のぞみの家	鶴岡市北茅原町5番 54号	0235-25-8335	児発：平日・土・祝10:00～14:00 放デイ：平日14:00～17:30 土・祝10:00～17:30	○	○	○	○	○	○	児発菅、看護職員、 児童指導員、 保育士、 作業療法士
17	○	○	サポートセンター ラブラドール	鶴岡市西茅原町 14番23号	0235-25-8110	児発：平日・祝日9:00～16:50 放デイ：平日13:30～16:50 祝日9:00～16:50	○	○	○	△	○	○	児発菅、看護職員、 児童指導員、 保育士、 児童指導員
18	○	○	ラブラドール あさひ館	鶴岡市熊出字日躰 68番地の1	0235-53-3660	児発：平日・土・祝 9:00～17:00 放デイ：平日・土9:00～18:00	○	○	△	△	○	△	児発菅、保育士
19	○	○	重症心身障害児対応型 放課後等デイサービスこえだ	酒田市北新橋 2丁目1-16	0234-26-6670	平日・土曜日 9:00～17:00	○	○	-	○	○	○	児発菅、看護職員、 機能訓練担当職員、 児童指導員

## ○福祉型短期入所施設

(令和4年4月現在)

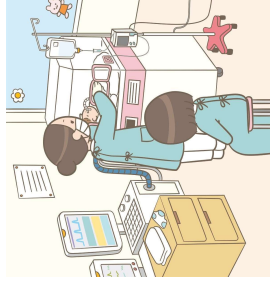
No.	事業所名	住所	電話番号	定員	提供可能な医療的ケアの内容 (○：受け入れ可能、△：相談があれば検討)					
					経管 栄養	たん 吸引	人工 呼吸器 管理	気管 切開部 管理	在宅 酸素 療法	導尿
1	身体障害者短期入所事業所 光生園	最上郡舟形町舟形4733番地	0233-32-2770	5名	○	○	○	○	△	○
2	シヨートステイ あおいうみ	米沢市林泉寺2丁目10-21	0238-26-1170	6名	○	-	○	○	○	○



## ○医療型短期入所施設

医療型短期入所とは、障害福祉サービスのひとつで、福祉型短期入所では受け入れの難しい重い障がいをお持ちの方々が利用できるサービスです。病院等が実施し、支援内容として医療的ケアも行ってくれるのが特徴です。利用料は原則として費用の1割となっていますが、ご家族の収入の状況により異なる場合がありますので、ご利用にあたっては、お住まいの市町村の障がい福祉担当課、もしくはご利用の相談支援事業所にお問い合わせください。

No.	事業所名	住所	電話番号 (代表)	定員	利用形態	
					日中一時	宿泊
1	国立病院機構山形病院	山形市行才126-2	023-684-5566	2名	○	○
2	山形県こども医療療育センター	上市市河崎三丁目7-1	023-673-3366	空床型	○	○
3	国立病院機構米沢病院	米沢市大字三沢26100-1	0238-22-3210	空床型	○	○
4	日本海総合病院 短期入所事業所	酒田市あきほ町30	0234-26-2001	空床型	×	○



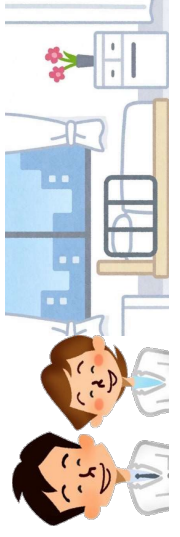
## ○日中一時支援(病院レスパイト)

日中一時支援(病院レスパイト)は、ご家族の仕事の都合や休息をとってもらうことなどを目的として病院が実施する、日中の一時的なサービスです。利用料は原則として無料です。利用に当たっては、事前に各病院とご相談ください。

※「日中一時支援(病院レスパイト)」とは別に、医療保険制度の枠組みの中で、宿泊を伴う「レスパイト入院」を行っている病院もあります。

実施の有無や詳しい利用方法等については、利用を希望する医療機関にお問い合わせください。なお、ご利用にあたっては、自己負担が発生する場合があります。

No.	事業所名	住所	電話番号 (代表)	定員
1	米沢市立病院	米沢市相生町6-36	0238-22-2450	2名
2	鶴岡市立荘内病院	鶴岡市泉町4-20	0235-26-5111	1名



## 8 特別支援学校一覧



(令和4年4月現在)

障がい種別	学校名	連絡先	
視覚障がい	県立山形盲学校	〒999-3103 上山市金谷字金ヶ瀬 1111 ☎023-672-4116	
聴覚障がい	県立山形聾学校	〒990-2314 山形市大字谷柏 20 ☎023-688-2316	
	県立酒田特別支援学校	〒998-0005 酒田市宮海字新林 307 (聴覚) ☎0234-34-2019 (知的) ☎0234-34-2026	
	県立米沢養護学校	〒992-0035 米沢市太田町 4-1-102 ☎0238-38-6101	
	やまなみ学園分教室 (やまなみ学園内)	〒993-0033 長井市今泉 1812 ☎0238-88-9118	
	長井校 (長井市立豊田小内)	〒993-0034 長井市歌丸 976 ☎0238-88-5277	
	西置賜校 (長井工業高内)	〒993-0051 長井市幸町 9-17 ☎0238-84-5520	
	県立鶴岡養護学校	〒997-0047 鶴岡市大塚町 5-44 ☎0235-24-5995	
	県立新庄養護学校	〒996-0002 新庄市大字金沢 字金沢山 1894-4 ☎0233-22-3042	
	県立村山特別支援学校	〒990-2314 山形市大字谷柏元下谷柏 43 ☎023-688-2995	
	山形校 (山形市立第五小内)	〒990-0034 山形市東原町 1-1-9 ☎023-625-1006	
	天童校 (天童市立津山小内)	〒994-0022 天童市大字貫津 591 ☎023-651-1612	
	県立楯岡特別支援学校	〒995-0011 村山市楯岡北町 1-8-1 ☎0237-55-2994	
	寒河江校 (寒河江市立高松小内)	〒990-0525 寒河江市大字米沢 643-2 ☎0237-83-2955	
	大江校	〒990-1111 大江町大字三郷丙 1403-1 ☎0237-85-0722	
	県立上山高等養護学校	〒999-3201 上山市宮脇 600 ☎023-672-3936	
	県立鶴岡高等養護学校	〒997-0834 鶴岡市稲生 1-20-33 ☎0235-22-0581	
	肢体不自由	県立ゆきわり養護学校	〒999-3145 上山市河崎 3-7-1 ☎023-673-5023
	病弱	県立山形養護学校	〒990-0876 山形市行才 116 ☎023-684-5722
		県立鶴岡養護学校 おひさま分教室 (こころの医療センター内)	〒997-0038 鶴岡市北芽原町 13-1 ☎0235-25-2240

## 9 医療的ケア児関係団体一覧

団体名	事務局	代表者名	事業内容
山形市・県肢体不自由児者 父母の会	〒990-0021 山形市小白川町 2-3-31 (事務局：椿原氏) ☎023-666-8616	会長 椿 原 和 子	研修会、交流会等
山形県重症心身障害児 (者)を守る会	〒990-0812 山形市千歳 2-1-11 QMM地域開発研究所内 (事務局：荒川氏) ☎023-681-8477	会長 薄 衣 寛	研修、交流事業、相談 会等
山形県難病等団体連絡 協議会	〒999-6861 酒田市字山田 20 番地の2 高橋 仁 様方 ☎090-4883-0928	代表幹事 鈴 木 省 三	交流会、研修会等
Faro ～ふぁーろ～ (山形県医療的ケア児者・ 重症児者の会)	〒990-2453 山形市若宮 4-5-1 1 (事務局：須藤・志田) ☎023-664-1735	会長 岡 真 弓	交流会、会報の発行、 関係行政機関等との 連絡・協議
胆道閉鎖症の子どもを守 る会 山形支部	〒992-0011 米沢市中田町 1 8 7 0-1 7 鈴木 威正 様方 ☎090-7392-5444	支部長 鈴 木 威 正	研修、交流会、会報の 発行等





「医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブック」 協力メンバー

分野	所属	職名	氏名
保健・医療	山形大学医学部小児科学講座	助教	中村 和幸
	山形県立こども医療療育センター	診療部長	清和 ちづる
	山形県最上総合支庁保健福祉環境部	医療監	鈴木 恵美子
	山形県看護協会	前常任理事	鈴木 郁子
		常任理事	菅野 弘美
障がい福祉	山形県相談支援専門員協会	代表理事	大滝 正貴
	山形県難病相談支援センター	前主幹兼難病相談支援員	小笠原 眞佐子
障がい児団体	Faro～ふぁーろ～ (山形県医療的ケア児者・重症児者の会)	理事	佐藤 奈々子

(敬称略)

★★★★ おわりに ★★★★★

新型コロナウイルスの発生から、2年半が経過しました。当初切迫していた医療用物品の不足も現在ではほとんど解消し、ワクチンや治療薬開発の進展とともに、県内においても、各地で、経済活動をはじめとする様々な行事やイベントが再開されつつあります。もちろん、すべてが元通りになるという訳ではなく、ウィズコロナの意識のもとで、生活様式は一変しました。ウイルスそのものも次々と新たな変異株が確認されており、今後とも、予断を許さない状況となっています。特に、感染による重症化リスクが大きいとされる医療的ケアが必要なお子さんやそのご家族の皆様におかれましては、外出自粛をはじめ、児童発達支援や放課後等デイサービス、短期入所などの事業の縮小など、現在も大変な不安を抱えられていることと思います。

そのような中であっても、かねてから言われている最も有効な予防策は、手洗いやうがい、手指消毒をこまめに行うこと、手袋やマスク等の防護用具を適切に使用すること、そして、栄養のある食事と適切な休養を取ることであるといえます。併せて、ご家族同士でお互いの様子を丁寧に見守り、早期発見・早期対応に努めていただくことも、重要な予防策のひとつです。しかしながら、どんなに注意をしても、ご本人やご家族が感染をしてしまうこともあるでしょう。そうした場合に対応できるよう、日頃から主治医や利用している福祉サービスの担当者等と話し合いを行い、万が一の場合に備えておくことも、大切な対策です。

今後も、新型コロナウイルス感染症による生きづらさは、当面の間続くものと思われます。自分でできることを行い、関係機関と協力しながら、無理をせず、この苦境を乗り越えていきましょう。

初版 令和2年(2020年)6月発行

第2版 令和4年(2022年)8月発行

発行/編集 山形県 健康福祉部 障がい福祉課

※当ガイドブックのデータは、県のホームページにも掲載していますので、印刷してご活用ください。

県ホームページアドレス：<https://www.pref.yamagata.jp/>

初 版:令和2年6月 発行

第2版:令和4年8月 発行

